

第6回法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会 議事録

- 1 日時 : 平成22年11月9日（火）14:00～16:35
- 2 場所 : 総務省共用会議室3（中央合同庁舎第2号館低層棟1階）
- 3 出席者 : (構成員)谷藤悦史座長、江川紹子委員、三上徹委員、山田昌弘委員
(ヒアリング対象者)安念潤司中央大学法科大学院教授、松村雅生日本大学
法科大学院教授、日吉由美子弁護士、廣澤努弁護士、
小澤裕史金融庁職員
(総務省)内山総務大臣政務官
田中行政評価局長、新井官房審議官、讃岐総務課長、松本評価監
視官、細川調査官
- 4 議題 : 関係者ヒアリング（法科大学院教員、新たな法曹養成制度を経た弁護士等）
- 5 議事

【谷藤座長】 時間になりましたので、始めたいと思います。お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまより第6回目の法科大学院の評価に関する研究会を開催します。

内山政務官も出席いただいております。どうもありがとうございます。

前回に引き続きまして、法務省、文部科学省及び日弁連から傍聴の希望が出されております。法務省の方が5名、文科省の方が3名、日弁連が1名でございます。

本日は関係者ヒアリングでございますけれども、ヒアリングをお願いしている方々からは傍聴は差し支えないというお話をいただいております。

本研究会の傍聴につきましては、委員の皆様の了承を得て認めるということになっておりますので、本日の傍聴を認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【谷藤座長】 それでは、文科省、法務省、日弁連の傍聴を認めることにいたします。

(傍聴者入室)

【谷藤座長】 本日の議題は、前回から引き続きまして関係者ヒアリングということでございます。

新たな法曹養成制度を経た弁護士の方を2名、新司法試験合格後に公務員になられた方を1名、法科大学院の教員の方を2名、合計5名の方々からお話を伺うことになってござ

います。それぞれ、初めにご本人からご説明を10分程度お聞きした後に、質疑応答を20分程度したいと考えております。

関係者ヒアリングがずっと続いておりましたけれども、本日のヒアリングが最終ということになります。

初めに、新たな法曹養成制度を経た弁護士お二人からお話をお伺いしたいと思います。本日は、お忙しい中、ご協力いただきましてどうもありがとうございます。心から御礼申し上げます。まずお一人の方は、日吉由美子弁護士でございます。もう一人の方は、わざわざ島根県から来ていただきました廣澤努弁護士でございます。お二人には、法科大学院に入学した動機、あるいは新司法試験合格のための工夫とございますか、あるいは、実際に法曹養成制度というものを経まして新たな法曹養成制度の問題点や課題などについて率直なご意見を伺いたいと思ひまして、お招きしたわけでございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

最初に、まず日吉弁護士から5分ないし6分程度お話を伺いたいと思ひます。

【日吉弁護士】 日吉でございます。座って失礼いたします。

早速ですが、きょう用意しましたレジュメ3枚ございますが、1枚目は今日のプレゼンでは何も詳しくは申し上げる必要のない学歴・職歴、それから入学した動機、不合格の場合のリスクをどう考えていたか、就職活動はどういうふうにしたかと、この点をちょっとまとめて書きました。一言で言いますと、私の場合は年齢も年齢で、社会人生活をテレビ局で25年した後、会社の許可を得て法科大学院に入りまして、仕事をしながら3年間勉強して、それで司法試験を受けたと、こういう経緯になっております。その結果、例えば不合格の場合は自動的にテレビマンをやっていたらろうということになりますし、会社との約束で戻る約束でしたので、就職活動はしなかったということでございます。

早速ですが、2ページ目、ごらんください。ご質問にございましたところから一つ一つ箇条書きにしてあります。2ページ目の、どういうふうな勉強の仕方をしたのかということなんですけれども、会社の勤務をしながら勉強いたしましたので、私の場合はタイム管理(時間管理)がすべてでございました。結婚しておりまして主人もおりますので、そういったことも含めてですね。例えば、時間がないので、授業を最大限生かすために基本的には十分に予習をして授業に臨む、わからないと思ったことはそこで解消して、授業の教室を出た後にそれを蒸し返すことはしない。そのかわり、復習に関しては土曜日・日曜日・休日など、学校にも会社にも行かなくていい時間を効率的に使うというような考え方をい

たしました。

そこで、自分だけの頭のロードマップということで、3年間、どういうふうな予定で勉強していけばいいのか、その中で、大学院で教わることと、自分でしこしこ勉強して記憶しなければならないこととの峻別をした後、こういうタイムスケジュールで勉強していこうというような形で考えていきました。そして、そのロードマップを時々見直すために、予備校の答案練習などを使わせていただいて客観的なチェックをしながら、修正をしてまた次に進むと、こんな感じでございます。

何よりも、そういう具合で、年齢もありますので、十分に睡眠をとって、適切に食事食べて、健康管理は最大限気をつけた形で勉強したという3年間でございます。

法科大学院制度、新司法試験、司法修習に対する感想はどうなんだというご質問でございますが、まず、法科大学院の授業内容ですが、私は、法科大学院というところは何もかも習うところではなく、法的な物の考え方の道筋を習うところであるというふうに理解しております。最終的には、条文の解釈だとか、こんな判例があつて、その判例の射程はどうだとか、そういうことは自分で勉強して自分で記憶するもので、先生から習うものではないでございます。ですから、極端な言い方をすれば、試験に合格するために必要な勉強のうち、どうしても、純粹未修（私もそうですが、）の人間が教えていただかなきゃ身につかないものというのは、法的な物の考え方だけで、それを習うのが法科大学院だと思っております。残った時間で、必要な記憶も含めて身につける作業をするというのは、自分の勉強というふうに考えますと、法科大学院の授業内容は総じてレベルも高いし、私は非常に勉強になったと思います。日本の大学の教育でこのような教育をしてくれるところはございませんでした。ですから、非常に有効だったと思っております。

ただ、一部の学生、それから、一部の教える側も、そういった法科大学院の位置付けというものを十分に考えた上での授業の受け方、授業の仕方というのが完璧にできているかということに関して言うと、改善点はあるのかなというふうに思っております。

受験予備校の必要性ですけれども、法科大学院がやってくれるんだったらそれでいいんですけれども、現時点では法的な物の考え方というのを教えるので精いっぱいという現状でいくと、客観チェックのための答案練習会はどうだとか、そういうことに関して言うと、受験予備校も有効だし必要性もあるというふうに思っています。

それから、新司法試験の内容はどうなんだという話ですが、これはいろんな意見があるかと思いますが、実務においては、その基本的な知識は持たなければならないけれども、

それを足がかりに法的な物の考え方というのを駆使して未知の問題に対して法的な答えを出すというのが毎日の仕事だということからすると、その基礎的な知識というのを身につける、それから法的思考方法というのを身につける、この2つを身につけたことができたかどうかを試すのが新司法試験だというふうに思っています。そういう意味で、短答試験は基礎的な知識が身についたかどうかを試す試験、法的思考方法ができていのかどうか、知識を使えるかどうかを試すのが論文試験ということであると、短答と論文は車の両輪であって、改善点が全然ないとは申し上げませんが、アプローチの仕方、試験の内容としては、私は総じてよい問題ではないかというふうに感じております。

それから、新司法試験の受験回数制限ですが、これは専門家ではございませんのでなかなか言いづらいところもあるんですが、私見ですが、5年3回というのが最善かどうかは別にして、やはり何らかの回数制限は必要だろうと思います。それは何故かといいますと、やってみて私も思ったんですが、法的な思考ができるか、できないかというのは、適性もございませぬ。20年やってもできない人はできないというものなんだと思うんですね。そういう意味では、やはり立ちどまって自分の適性を考えたり、違うところに自分の能力を生かすということを考え直したりするということも必要であって、極端な言い方をすれば、一生を棒に振るような人は作りたくない。法曹の世界だけがすべてではないと思いますので、そういった意味で、5年3回、棒に振らない程度に使える時間はどのくらいなんだと言われると、10年では長過ぎるのかなと、そうすると、5年というのはそれほど外れた年数ではないのかなというふうに思っております。

合格人数については、私は資格試験は絶対評価が出発点だと思っておりますので、基本的には、どんな試験を出して、それに対してどの程度の点数をとる人間を合格させるべきかという部分から出発するべきなのかなという意見です。

そのほか最後に2点書かせていただきましたが、私の個人的な経験もございませぬけれども、やはり多様な人材を法曹界にという理念は全く間違っていない中で、それを実現するような制度設計になっているかという、現状はなっていないとしか言いようがないと思います。入り口を絞って、そして出口も絞って、さらに修習に入るために会社は退職しないといけないと言い、修習時代の生活費は貸与であるというふうに言ってしまったら、よほどお金持ちで将来に何のリスクも抱えていない人だけしか安心して入ってこれない、言ってみれば法曹界にチャレンジする気分を萎えさせるような制度設計になっていると思います。ちょっと言い過ぎかもしれませんが、あえて議論を提起するという意味では、

制度設計に問題があるのではないかと思います。それは、この制度が、いろんな関係機関がそれぞれの一部分を担当して制度全体を機能させているという現状の中で、入り口から出口まで優秀な人材にチャレンジしてもらえようような制度設計を可能にするような、目配り、気配りが全体にできるような組織または機関というのが現状ではないというのが問題なのかなというのが私の意見でございます。以上です。すみません、長くなりました。

【谷藤座長】 はい、どうもありがとうございました。短い時間の中で申しわけございません。

それでは、引き続きまして、島根から来ていただきました廣澤努弁護士にも56分お話を伺いたいと思います。その後、お二人に、いろんな角度からご質問させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【廣澤弁護士】 島根県弁護士会の廣澤でございます。よろしく申し上げます。レジュメに書いておりますとおり、私は地方公務員として10年間過ごした後、法科大学院に入りました。この地下でつながっている国交省ビルで、旧運輸省でしたけれども、そこでも3年間、仕事をさせていただいております。

私が法科大学院に進学した動機ですけれども、県職員時代のつらい経験というのは根底にあります。最後の一押しというか、最大の要因というのは、法科大学院制度の発足でありました。とりわけ、地域を考慮した全国的な適正配置ということを司法制度改革審議会が言ってくれましたので、それによって島根県にロースクールができた、そのことが非常に大きかったと思っています。島根県には司法試験予備校はありませんし、独学で法律の勉強をする環境にはありません。同じ問題意識を持ったとしても、旧司法試験に挑戦しようとは、法科大学院がない限り挑戦しようとは思わなかったと思います。地方小規模のロースクールというのは、法曹の多様性確保あるいは司法過疎の克服に少なからぬ役割を果たしていると考えています。

新司法試験合格に向けた工夫、学習ということですが、とりたてて人と違った勉強をした、工夫をしたということはありません。自宅があります出雲市の大社町から松江の大学まで往復3時間ぐらいかかります。わずかな学習時間の中で何をやるかという、必然的に授業の予習・復習に限られることとなります。いろいろなものに手を出さずに、基本的な事柄を繰り返し勉強したということが、かえってよかったんじゃないかなと今では考えております。

続いて、予備校の利用ということですが、3年生の秋から土・日を使いたいわけ

る答練というのを仲間と一緒に受講しました。ただ、授業との両立がやっぱりできませんで、消化不良に終わってしまいました。その点からしますと、ロースクールの授業をきちんとこなしていれば、予備校の講座を受講したか否かというのは、新司法試験の可否にはそれほど影響しないんじゃないかと考えております。

続いて、新司法試験に合格しなかった場合のリスクということですが、入学当初から、全修了者の7割、8割みんな受かるということはおそらく難しいだろうとは思っておりました。それは正直にそう思っていました。ただ、例えば約7、8割が受かるという司法制度改革審議会意見書の書きぶりがありましたし、1回目の既修者の人たちだけが受けた司法試験も大体5割程度受かっていたということもあり、退路を断つ以上は合格するしかないと思っておりましたので、率直に言って、三振した場合にどうすればいいかというのは考えていませんでした。

1回、司法試験を落ちているんですけど、そのときは、まあこの試験なら2回目は受かるかなと思っていて、先生方にもそう言っていました。リスクをはっきり意識したのは2回目の受験が終わった後です。もし落ちていたとして、この状態のまま来年はちょっと受けられないなと思いました。もし落ちていたら来年は受けない、保険のために、ほかの資格試験ですね、司法書士とかそういうものを受けようと思っていました。初めてそういうことを思いました。妻は真剣に考えておまして、私のかかりつけのお医者さん、ドクターは内科の先生なんですけれど、すごくよく相談に乗ってくださる先生がありまして、その先生に密かに相談していたらしく、その先生は、「まあ、落ちても死なないんだから」と、「それぐらい思っていないとやれないよ」と言われたそうです。それをつい先日聞きまして、それぐらい厳しい試験だったんだと改めて思いました。

その厳しさの1つとして、経済的負担というものがあります。2ページの下のほうに、「もはや新司法試験は社会人が退路を断つような試験じゃない」と書いてありますが、『ロースクール研究』という雑誌に、「もはやそういう制度じゃない」と同じような文章を書いたのが2年前の11月でした。この2年間の合格率の低下とか、それから、修習まで貸与制になってしまったことを考えますと、ますます状況は悪化していると思います。経済的負担と低い合格率、それにやはり三振制というのが相まって、法曹の多様性確保の障壁、障害になっていると思います。それから、法務博士という有為な人材の多くを活用できないという国家的損失も生じさせている、そういうふうな状況にあると思っています。受け控えというのが問題になっているんですが、その原因が三振制であることにかんがみると、

三振制の撤廃を含めて検討すべきではないか、せめて5年間5回続けて受けてもいいんじゃないか、そういう制度にしてもいいんじゃないかというふうに考えています。5回連続で不合格だったら、あきらめもつくかなとか思ったりもしているんですけど、それは人によって感じ方が違うと思いますが、次善の策ではあるように思います。

最後に、法曹養成についての要望と申しますか、申し上げたいことは、プロセスとしての法曹養成と言っているわりには、研修所がそれほど情報公開をしない、起案内容とか何を研修所でやっているのかということをもっと明らかにしていないと思うんですね。もっとロースクール側に対して情報管理は徹底した上で情報開示をしていくべきではないか。それから、私どもは、前期修習、実務修習に入る前の修習、集合して座学でやるような修習がありませんでしたが、それを復活していただきたい。それから、実務庁での修習を少なくとも3か月ずつにしてほしいとか、そういったことも考えております。これらはレジюмеには書いておりませんが、そのような要望を持っています。

それから、レジюмеの最後に書いておられますとおり、新司法試験の受験会場が非常に少ない。先ほど座長が「わざわざ島根から」とおっしゃいましたけれど、東京には1時間ちょっとで来れるんですが、一番近い広島の試験地にも4時間ぐらかかるわけです。1週間分泊まる用意をして、試験直前にそれくらい長期間泊まる用意をわざわざしないといけない。この負担、何とかならないのかと、2回受験するときにそう思っていました。これは何とかしてほしいなと思います。九州は熊本を經由して鹿児島まで新幹線で行きますけれど、島根は非常に交通の不便なところにありますので、試験を受けるだけでも、準備をするだけでも非常に大きな負担になっています。これの解消をぜひお願いしたいと思います。私の話は以上です。

【谷藤座長】 どうもありがとうございました。

それでは、これから各委員からの質問を受けたいと思います。それでは、委員の方々、どうぞ。

【江川委員】 廣澤先生に伺いたいんですけども、経済的な負担がすごく大きいということなんですが、それに備えて何か蓄えをしてらしたとか、この経済的な対策はどういうふうにしてらしたんですか。

【廣澤弁護士】 まず、県庁の退職金がほとんど3年間の学費に当たるくらいの金額だったので、それはそれで何とかかなるかなと思っておりましたが、やっぱりそれだけではとても足りないんで、妻が仕事をしているということに甘えていた部分があったんですけれ

ども。妻の給料、それから、地元の銀行が法科大学院生向けローンというのを特別につくってくれましたので、それを借りたりとか、あと、お願いしたわけではないですけど、私の親がちょっと融通してくれたというのがありまして、そういったいろんな方面からの助けて貰いました。

【谷藤座長】 廣澤弁護士にお伺いしたいんですが、山陰法科大学院におきまして同期生といいますか、それはどのような方々がいらっしゃいましたか。廣澤弁護士と同じように社会人経験を踏まえた方が多いとか。あるいは、法学部を出てきてそのままとか。

【廣澤弁護士】 私の同期は、社会人入試で入ったのが18人で、一般というのが15人で、33人が入学しています。私のように仕事をやめて来ている人も相当いますし、主婦の方もいました。

【山田委員】 私は社会学者なので、そういう生活面に関心があるわけですが、あまり合格率がそれほど高くはありませんですね。

【廣澤弁護士】 そうです。

【山田委員】 廣澤さんは合格なさいましたけれども、合格していない方も多くいらっしゃると思うんですが、その方たちは例えばどうなっているとか、ご存じの方はいらっしゃいますか。

【廣澤弁護士】 このヒアリングがあるということで、ロースクールのほうにも確認してみました。少なくとも公表されているのが、鳥取県・兵庫県・広島市の職員になった方や島根県の外郭団体に勤めている人もいますし、それから、三振したかどうかは定かではないのですが、ほかの大学の法学の修士課程に通っている同期もいるようです。ただ、ほかの大学もそうだと思うんですが、必ずしも最後の1人までチェックというのとはできていない。連絡先もはっきりしないという同期もいるようでして、そこはもう少し大学側は努力してほしいなと思っています。

【江川委員】 18人の社会人の中で何人が司法試験に合格したかというのはわかりますか。

【廣澤弁護士】 私を含めて3人ではないかと思えます。

【三上委員】 日吉先生にお伺いしたいんですが、司法修習に行くときに一応会社を退職されたそうですが、もし「退職したら、次、雇うかどうかわからないよ」とか「もうあなたは籍なくなりますよ」と言われていたとしたら、それでもやっぱり司法修習には行かれたか。その際は、その後どういうことをするつもりでおられましたか。

【日吉弁護士】 もしそういうふうに言われたら、私の場合はそのときでもう50歳でございましたので、もう第2の人生、第2のキャリアのつもりで、一から弁護士としての修習をして、そしてごく普通のいわゆる勤務弁護士として一本でやっていくつもりでおります。

【三上委員】 司法試験に受かったとことで、法学の博士号も一応あるわけですし、修習さえ行けば資格は取れるという切符は持っているわけですが、そういう形でそのまま今の仕事を続けるというつもりはあまり考えておられなかったのでしょうか。

【日吉弁護士】 そうですね。私の場合はやはり資格をきちんといわゆる登録できる形の資格にして、そしてそれを何とか扱いながらさらに専門性を高めたいという気持ちが強かったものですから、テレビ朝日の社員としていわゆる資格を取らないままに続けるという選択肢はございませんでした。

【三上委員】 ちょっと意地悪な質問で失礼なんですけど、例えば20年前とか25年前の一番仕事に乗っている時期にもし同じ選択をせまられていたとしたら、どうされたと思いますか。

【日吉弁護士】 そうですね、それはちょっとまた違うかもしれませんね。年齢はすごく大きかったと思っております、私の場合は。答えになるかわかりませんが、60という定年まであと10年ということでの決断です。20代であったら……ただ、20代であれば、ここで申し上げるのも何なんですけど、企業はそれほど甘くはございませんので、会社に対してそれほど貢献もしていない人間を3年間勉強させるということはございません。「法科大学院に行きたい」と言った段階でやめるか——「法科大学に行くか、会社に専念するか、どちらかに決めろ」というふうに言われたと思います。現にそういうふうに言われた人間も若い人間でおります。その人間はやめて、東大の法科大学院に行きました。

【江川委員】 日吉先生に伺いたいんですけども、これ、テレビ朝日に籍を置きながら上智大学に通われていたわけですね。

【日吉弁護士】 はい、仕事しながらです。

【江川委員】 それは何時間勤務とかという、そういう融通をつけてもらったということですか。

【日吉弁護士】 私の場合はたまたま仕事が外国との交渉ですので、時差があるものですから、ヨーロッパとは夕方6時ぐらいからで、アメリカと深夜11時ぐらいからなんです。だから逆に、全日制の法科大学院に通って、5時ぐらいに四谷を出れば6時以前に

は会社に戻れるというか、出社できると。したがって、6時から行って、11時、12時まで仕事して家に帰ると。また次の日は9時ぐらいに上智大学に行くというのが基本で、最初の1年はそれで、2年目、3年目——3年目はさすがに、このままだととても試験に受かりそうもないので、私の場合は部下もおりますし、仕事はあっちに振ったりこっちに振ったりして、どうしても自分が出なきゃいけないものだけ出させてもらって、あとはごめんなさいという感じで、連絡はいつもつくような形にはしておりましたけれど、自宅で仕事をしたりという、そういうある程度のお目こぼしといいますか、配慮はしてもらっていました。

【江川委員】 その間、例えばお給料というのは普通にちゃんと払われる状況はありましたか？

【日吉弁護士】 はい。ありがたいことに、テレ朝では3年間いただいております。

【江川委員】 なるほど。それからもう一つ、会社をやめなければならなかったというのは、これは公務員になるからですか。

【日吉弁護士】 それは、今までずっとこの制度はそういうものでございまして、旧司法試験の時代から、修習生というのは国家公務員に準じる地位にあるということで、職務専念義務があるということが旗頭になってございまして、基本的に全員の有無を言わず退職させられます。逆に言うと、それがないと修習に入ることはできないというのが制度です。

【江川委員】 じゃあ、もし例えばこれが休職で済むんだったら、日吉さんも、それから会社のほうも、休職にしたかったという。

【日吉弁護士】 はい、実はそのつもりでございまして、そういうお願いをいたしましたけれども、とんでもないということで、会社も誓約書を出しますので——「仕事させないから休職の形にしてほしい。そうすれば確実に1年後戻ってくるから」というふうに言ってくれたんですけれども、そういうことは前例がないと。やめていただくしかないということで、やめました。退職金をもらって依願退職いたしました。

【江川委員】 そうですか。はい、わかりました。今でもそうなんですかね。

【日吉弁護士】 基本的にはそうだと聞いております。貸与制に今度変わるということで、やや変化の兆しはあるというふうに聞いておりますけれども、表向きの形式は変わっておりません。(注：日弁連によると、最高裁判所は平成22年11月27日付けで採用した修習生から、一定の要件を満たせば、休職扱いで修習できるようにしたとのことである。)

【江川委員】 ああ、そうですか。はい、ありがとうございます。

【谷藤座長】 司法試験に入る前の3年間という、いわゆる未履修者ということの3年間で、先ほど法的な物の考え方を修得するということをおっしゃいましたが、それにつきましては十分な時間であったと考えますか。

【日吉弁護士】 人によって受けとめ方は違うのかもしれませんが、やっている当時はもうつらくて、そんな考える余裕はなかったんですけども、今こうやってここまで来て振り返って考えると、3年間という時間は、仕事をしながらではありましたが、物の考え方の筋道、基本の基本ですね、それは修得が可能だったというふうに思っています。つらかったのは、確かにみんなが今言っているように、純粹未修には短答がきつと言われておりますけれども、細かい条文の解釈を覚え、それを使えるようにし、判例のメインのものを全部読んで、その内容を理解し覚えるというのが膨大な量なものですから、時間との戦いでは苦しかったですけれども、物の考え方というものを身につけるといふ、その点についてだけ言えば3年で十分だと私は思っております。

【谷藤座長】 廣澤弁護士はどうでしょうか、3年という期間について。

【廣澤弁護士】 私も3年で身につくと思います。授業そのものの構成が、1年生のときはこんな授業をします、2年生のときはこんな授業、3年生は実務系を中心にこんなことをやりますという組み立てになっていますので、ほかの大学院もそうだと思います。そのステップアップしていく中でそういう考え方が自然に身につくようになっていたと、これも今になってですけども、そういう授業の組み立てが法科大学院というのはできていると考えます。

【谷藤座長】 その部分では、プロセス管理と言われる考え方が、かなりきちっと組み込まれているというように判断していらっしゃいますか。

【廣澤弁護士】 そうですね。

【谷藤座長】 司法修習とロースクールとの重複感というのはありませんでしたか。

【廣澤弁護士】 私は、司法修習で聞くこと、見ること、ほんと初めてのことが多くて、むしろほかの大学で、例えば民事裁判の科目であったら要件事実というのを研修所で徹底的に教わるんですけど、それがうちのロースクールだと勉強がほとんどなくて、ところが、大手というか、著名な大学の法科大学院で教わってきた人たちなんか見ると、すらすら、すらすら解いちゃうわけですよ。そこで非常に大きなギャップを感じました。

【日吉弁護士】 むしろ重複よりは、すき間が多いというんですかね。例えば司法修習に行くと、研修所の教官は当然、訴状や答弁書などはもう2、3回書いたことがあるんだ

ろうというような前提で授業をするわけですがけれども、ロースクールによってはそこまで行ってなくて、訴状や答弁書なんかは1回も書いたことがないというような学生が修習に入ってくると。そこに何かギャップがある、クレバスが大きくあるというほうが大きいのかなという感じがいたします。

【山田委員】 日吉弁護士に質問したいんですけども、多分、私とほぼ同い年で、私の同級生も同い年で上智大学を受けて合格して弁護士になったので、ご存じかもしれないんですが、この年齢になって合格した後の活躍年数というのを考えると、結構投入する努力が大きいかと思うんですが、それを決意させたものとは何かというのをもう一度もう少し聞きたいというのと、資格試験だったら絶対的な基準を明らかにしてほしいという、つまり、どの点数をとると合格ラインかというのを示してほしいというのがありましたけれども、例えばどういう形で示したらよろしいか、つまり、医学国家試験は純粋な国家試験ですから、何割ぐらいとればというのが多分めどがついていると思うんですけども、そういう意味で、例えばこれの短答式だったら何十何点以上、論文式だったら何割ぐらいが合格のめどというふうに示されたほうがやりやすかったのか、どういう形でラインというのを設定されたらやりやすかったと思われませんか。廣澤弁護士もその点に関して何かあれば。

【日吉弁護士】 先ほどの最初の動機に関してですけれども、私の場合は、ちょっと特殊な仕事をしておりまして、海外スポーツ物件の独占放映権の獲得の交渉と契約締結というのがメインの仕事を18年やってまいりまして、その中で、実はもっと前から、35歳ぐらいのときから弁護士の資格を取りたいなというふうに思っていたんです。

【山田委員】 そのときお聞きしたいのは、例えばもし落ちていたとしても、会社の中で法務博士という資格で似たような仕事はできたと思いますか。やはり弁護士という名がついていると違うと思われませんか。

【日吉弁護士】 まだそれは結果が出ていないのかなと、正直思っております。まだテレビ朝日に戻ってから今年で2年目でございますので。2年間やってみて考えたことは、もちろん、過去の社員としての仕事の実績プラス2年間の弁護士としてのプラスに何か上についているようなものが、今、ようやくでき始めたところで、企業側がそういう人材を抱え込むということについてどういうメリットを感じているかというのは、正直、私にもわからないところが現時点ではあります。むしろそれをメリットというふうに感じてもらわなければ、後に続く人がなかなか企業で雇われるということもないのかなということも

ありますので、お答えにならなくて申しわけないんですが、何とかそういうメリットを感じてもらいたいなというふうに感じております。

それから、絶対評価の話ですが、先生のおっしゃるのはすごくよくわかって、そういう法律の試験でどういう試験でどういう点でというのを示すのが非常に難しいというのはあるんですけども、少なくとも、さっきちょっと廣澤さんもおっしゃいましたけれども、過去の試験の、こんな試験に対してこんなふうなある程度の期待されるレベルみたいなものを何らかの形で示してもらって、今年については、少なくとも短答に関して言うと、きちんと点数で示してもらおうということを積み重ねていくことで、ある程度の司法試験が期待している修得レベルというのはわかるのかなという気持ちはしています。論文のほうは難しいと思います。短答はそれができるのかなというふうに思っております。

【江川委員】 先ほど、3年間で法的な物の見方は身につくって両方おっしゃったんですけども、そうはいつでも、例えば廣澤さんのほうの関係で言うと、18人の社会人のうち受かっているのは17%ですよ。例えば日吉さんの場合は、ずっと法的な、弁護士さんと一緒にいろいろ仕事したり、契約の仕事をされていたりしたので、ひょっとして今までの十数年間の間の蓄積があるから3年間でよかったのか。あるいは、廣澤さんの場合も、公務員としていろんな法律にかかわる、それを執行する側の人間としてそういう今までの蓄積があったから3年間で十分だという。そうじゃない全くの法律的な仕事とは無縁の人たちが3年間で十分だと思いますか。

【廣澤弁護士】 そう言われると……。実際、仕事していたときの経験が授業でも生きるというのはあるわけですよ。もちろん弁護士になってからも生きてくると思っているんですけど、それがプラスに作用していることは明らかだとは思いますが、ほかの人、純粹未修者が3年間でこなせるか……。

【江川委員】 例えば科学者か何かで試験管振っていた人が行ってできるかって。

【日吉弁護士】 すみません、違う意見かもしれませんが、私のやってみた感想で言うと、ちょっと語弊があるとあれなんですけど、思い切って言うと、法律の世界の頭の使い方方を修得するという作業は外国語の修得にちょっと似ているんです。だから、ある種、外国語の修得に関しても例えば非常に短期間で6か国語も7か国語もしゃべる人がいるかと思えば、それに非常に不得手な方もいるのと同じように、法律的なものの脳みその使い方というのはある種そういう部分があると、私はやってみて思いました。もちろん、契約とか交渉をやっていたというのは事実で、それが全くプラスでなかったかという、プラス

ではあったかもしれませんが、交渉して契約書を読むのと、法律の物の考え方を身につけるのと、これまた違う作業なんですね。だから、むしろそっちの考え方よりは外国語の修得をするのに似ているという感じ方を私自身がしたものですから。もちろんものすごく苦勞もいたしましたし、ノイローゼ寸前ではあったことは事実ですけども、3年間で身につくものではあると、やはりどなたでも身につくものではあると私は思います。

【廣澤弁護士】 その外国語みたいだというのは同感ですね。それを1年生のときにちゃんと——先生は何回も同じようなことを言われるんですけど、それをちゃんと、ああ、そんなものなのかなと素直に思って勉強している人はひよっとしたら少ないのかもしれないですね、僕らの同期では。最初、頭からそういうものだとなたき込んで勉強していたら、日吉さんのおっしゃるように、だれでも、最初は苦勞するかもしれないけれど、3年間、急激にしり上がりに身につくというものかもしれないですね。

【日吉弁護士】 そうですね。学習曲線があるんですね。遅々として進まない状況が2年ぐらい続いた後、突然ある日、ポーンとレベルが上がる、外国語もそうなんですけど、そういう経験があったような気がします。

【江川委員】 ありがとうございます。

【三上委員】 差し支えなければ、廣澤先生は大学時代は法学部ですか。

【廣澤弁護士】 法学部でした。

【三上委員】 法学部の2年間と法科大学院の3年間というのは、別途それぞれあったほうがよいと思われませんか。つまり、法学部の学部に進学する3年次から法科大学院の授業をスタートさせて、2年は厳しいかもしれませんが、例えば3年間やれば、十分法科大学院行くのと同じぐらいの学力が身につくという考え方に関しては、経験されていてどう思われませんか。

【廣澤弁護士】 新卒で入らずに、3年生のときからということですか。

【三上委員】 今、大学が全部かどうかわかりませんが、2年までは教養をやっている大学も結構あって、専門をやり始めるのは3年というところが多いんですけども、例えば、一部の大学はもう2年生のときから専門科目もとれますから、4年間のうちに法科大学院でやっていることをやれば、それだけ早く社会にも出られるし、三振した後の身の振り方もより選択肢が広まる可能性が残るわけですね。そう考えると、法学部の4年間のほかに別途大学院で2年とか3年とかやることの意義みたいなものはどう考えられますか。

【廣澤弁護士】 屋上屋になっている可能性はありますね。

【三上委員】 法学部の2年間と司法修習と比べたら、どちらか1つなくすとすれば、法学部の授業のほうがより重複が大きいというお考えですか。法曹になるうえで、法科大学院の2年間ないし3年間と、司法修習に行っている間に学ぶことと、どちらがより不可欠というか、より実りが多かったと思われませんか。

【廣澤弁護士】 それはもちろん修習のほうがですね。

【三上委員】 ショートカットするとすれば、法科大学院の2年間のほうがダブリが大きいと。

【廣澤弁護士】 そうですね、はい。だから、ロースクールの1年生と2年生の最初ぐらいで一気にやることを、2年間、3年間かけて学んでいるはずなので、ショートカットするとすれば、法学部教育ということになると思います。

【三上委員】 ありがとうございます。

【谷藤座長】 ありがとうございます。内山政務官、何かありますか。

【内山総務大臣政務官】 日吉弁護士の話を知っていると、こう勉強すれば弁護士になれるのかなという、今、そんな参考意見として承っております、大変なお勉強をされたんだろうと、つくづくそんな感想だけでございます。ありがとうございます。

【江川委員】 廣澤さんは法学部を卒業したけれども、法科大学院は3年間勉強されたんですか。

【廣澤弁護士】 そうですね、はい。

【江川委員】 それは何か……。

【廣澤弁護士】 いや、もともと法学部の成績が悪かったんです。というのはあるんですけど、10年間離れていますし、既修者でという選択はありませんでした。島根大学はほかの大学院と違いまして、既修者、未修者関係なく入試を受けます。受かった人の中から希望者が既修者認定試験というのを5科目ですか、憲、民、刑、訴訟法2つを受けて、その5つ全部で、例えば合格ラインが80点なら80点以上でそろえないと、既修者として認めてもらえないんです。今まで既修者認定されたのは1人しかいなくて、私の同期の中の1人だけで、それ以降は既修者というのはいないんです。そういうこともありましたので、地元のロースクールに進む限り既修者というのはちょっと難しいと思っていました。

【江川委員】 わかりました。ありがとうございます。

【谷藤座長】 どうもありがとうございました。ちょっと時間が延長しました。延長したんですが、本当はもっと聞きたいことがいっぱいありまして。時間でいつでも悩んでお

ります。本日はどうもありがとうございました。この辺で終了させていただきます。ありがとうございました。

続きまして、小澤裕史さんからお話を伺いたと思います。小澤さん、どうも本日はありがとうございます。小澤さんは、新司法試験に合格した後、人事院が行っている新司法試験合格者を対象とする選考試験に合格なさいまして、平成21年の12月から金融庁に勤務されていらっしゃる。まず法科大学院に入学した動機、それから公務員を選んだ理由と伺いますか、それから新たな法曹養成制度の問題点だとか課題ということにつきましてご感想を述べていただきたいと思います。最初、10分程度お話をいただきたいと思います。

【小澤金融庁職員】 はい。よろしくお願ひします。私は、大学の2年生の後期からいわゆる司法試験予備校に通ってまして、そのときから、将来、弁護士になろうということに勉強を始めていました。そもそもなぜ弁護士になろうと思ったかといいますと、多かれ少なかれ世の中で起こっている社会事象の背景にあるのは法律だと思うので、その法律と社会事象との関係などについて勉強したいなと思い、また、社会で起きていることを法律で解決する弁護士というのにあこがれて、大学2年生の後期から司法試験予備校で司法試験合格に向けて勉強しておりました。勉強はしていたのですが、法学部在学中はあまりまじめに勉強していなかったせいもありまして、4年生のときにいわゆる旧司法試験を受けたのですが、択一試験で落ちてしまいました。それでもやはりどうしても弁護士になりたいなという思いがありましたので、ロースクールという道を歩むことに決めました。それが私が法科大学院に入学した動機でございます。

予備校については、旧司法試験を受けるために利用しましたが、新司法試験を受けるために予備校の授業を受けたことはありませんでした。ですが、新司法試験前に模試の利用はしていました。法科大学院時代の予備校利用はその程度ですね。これは私に限った話ではなくて、私の同期でも多くの方は司法試験予備校の模試のみを利用していました。なぜ利用しなかったかといいますと、法科大学院のカリキュラムが大変忙しくて予備校に行く暇がありませんでした。予備校に行ってしまうと、法科大学院の授業と予備校の授業のどっちつかずになって、どちらも中途半端に終わってしまって何も身につけられないなと思いましたので、とりあえず私が所属している法科大学院の先生を信じてみようということで、予備校は利用せずに勉強してみました。

次に、法科大学院での勉強ですが、主に、仲間と勉強会を組んで、授業の復習や、新司法試験に出された過去の問題を解いて検討するなどして、みんなでお互いの答案を評価し

合って勉強しておりました。

このように大学2年生の後期から弁護士になろうと思っていたにもかかわらず、こうやって今、公務員になっているのはなぜかと申しますと、去年の11月頃、このまま弁護士になってしまうとずっと弁護士なんだなというふうに思ってしまったわけですね。一度、別の道に進んで、また弁護士に行くということはできると思ったんですが、弁護士に行くとはほかの道に、もちろん法曹という意味ではほかの道に行けるかもしれませんが、それ以外のほかの道に進みにくいなと思ったわけですね。更に、弁護士になるにはまだ全然社会のことを知らないなと思ひまして、何か1つ経験してからでも遅くはないのではないかなということで、他の道を考え始めました。しかも、法律に関係する、しかも法律案作成に携われたら、自分の法律を勉強したいという意欲に対してその気持ちを満たせるかなと思ひ、法律案を作っている官公庁に就職しようと思ひました。特に、企業法務系に興味がありましたので、企業法務の一つである金融商品取引法等を扱っている金融庁を志望して、ありがたいことに合格させていただき、今に至っている次第でございます。

新司法試験に合格しなかった場合のリスクについては、何も考えず、ぼーっとしてただけなのかもしれませんが、その辺はあまり深刻には考えておりませんでした。私が所属していた大学院の先輩を見ていると、自習室や勉強会で一生懸命勉強している先輩方は軒並み合格されていきましたので、一生懸命方法を間違わずに勉強していけば合格できると在学中から確信を持っておりました。したがって、そのリスクについては、特段気にはしませんでした。

法科大学院の感想です。法科大学院制度については巷ではああだこうだ言われて、新聞等でもよく取り上げられているところですが、理念としては、私は、賛成です。なぜならば、ちゃんと大学院で仲間たちと意見を交わしながら、優秀な先生方に教えられると、法律の力がちゃんと伸びていく。そういった伸びるための場所としては、法科大学院は大変素晴らしい場所であると思ひますので、私は法科大学院に対しては肯定的な意見を持っております。しかし、法科大学院の数が多過ぎるため、どうしても途中から法科大学院における勉強が、新司法試験対策のみを目的としたものとなって法科大学院の授業がおざなりになってしまう傾向があります。そこで、その点はどうにかして対処すべきと思ひますが、基本的には法科大学院制度は良い制度だと思ひます。

新司法試験の受験回数制限ですが、これも正直言って、妥当であると思ひます。5年間で3回受験して合格しなければ、法曹よりも他の道に進もうという気持ちにさせる。

一定程度の合格率維持のためにも妥当であると考えます。以上です。

【谷藤座長】 どうもありがとうございます。

それでは、各委員の方々からご質問いただきたいと思います。

【江川委員】 法科大学院に通っておられた授業料とか生活のお金とか、そういうものはどのようにされましたか。

【小澤金融庁職員】 恥ずかしながら、親に出してもらっていました。私は法科大学院には実家から通っておりましたので、住居費、生活費は一人暮らしと比較してあまりかかりませんでした。授業料、日々の食費を中心に親に出してもらっていました。ちなみに私は奨学金等は利用はしていませんでした。

【江川委員】 お友達の場合なんかはどうでしたか。

【小澤金融庁職員】 そうですね、奨学金を利用している人が半数ぐらいはいましたね。私の期が最後の給付制の年ですけれども、それでも弁護士業を始める時点で奨学金等を原因とする何百万かの借金を背負ってしまうと嘆いている友達も結構います。学費の負担という意味では結構大きいかなとは思いますがね。

【三上委員】 最初は弁護士になりたいというご希望だったそうですけれども、一応、弁護士としての就職活動みたいなものはされたんですか。

【小澤金融庁職員】 はい、しておりました。私は、大阪に住んでおりましたので、大阪の弁護士事務所の就職活動に参加しておりました。

【三上委員】 そのときの印象として、今、弁護士の就職難についていろいろと世間の報道がありますが、それに関してはどのような印象を持たれましたか。

【小澤金融庁職員】 就職活動、すなわち弁護士事務所に応募しようと思いますと、まず説明会に行く必要があるのですが、その説明会ですら法科大学院の成績の提示を要求されて、成績のよい者しか説明会に呼んでももらえない。大阪では、その中でさらに選抜されて、1段階、2段階、3段階などと選抜されて決まっていきますので、大阪の就職状況はかなり厳しい状況であったと認識しております。

【三上委員】 それは、官庁に行こうと思われた理由の一つになっているんですか。大阪で弁護士をするのは厳しいというような就職状況というのは。

【小澤金融庁職員】 そうですね、当時、昨年11月頃に、将来、弁護士事務所に就職できるのかという不安を持っていなかったといえば、嘘になりますが、先輩や周りの人を見てみると、何だかんだいって最終的にはどこかの弁護士事務所には就職できていまし

たので、弁護士事務所に就職できないとは思ってはいませんでした。

【谷藤座長】 弁護士から金融庁に転身されたということで、人事院が行っている新司法試験合格者を対象とする選考試験にはどんな印象を持っていますか。

【小澤金融庁職員】 そうですね、筆記試験もありましたが、本当に基本的な教養を聞くような問題にすぎず、面接試験の比重が高いなという印象ですね。面接の構成としては、人事院全体で面接が一度、その後にグループディスカッションが一度ありまして、その後各省庁で、面接が2日間ありました。その2日間の面接は、13、14名の課長・課長補佐等に面接していただきました。

【谷藤座長】 そういう試験に大きな障壁はあんまり感じませんでしたか。これだったらやっつけていけるなといえますか、このぐらいの試験だったらパスできるなど。あるいは、ロースクールで学習されたことは、随分役立ちましたか。

【小澤金融庁職員】 面接試験でロースクールで勉強したことが役立ったかと言われると、かなり怪しい面があるとは思いますが。正直に言いますと、ロースクールで勉強したこととは別の面を見て評価されて採用されたのかなという印象ですね。あまり面接試験とロースクールで勉強したこととの間に関連性はないかなと思います。筆記試験についても、ロースクールで勉強したこととは関連性がないと思います。

【山田委員】 その就職の話をもつ聞きたいんですけども、公務員は別に弁護士資格がなくても普通になれるわけですよね。つまり、通常の新卒に比べれば数年とか3、4年遅れて入庁するわけですよね。そのときに待遇の面で何かそういう人たちと違いがあるのかどうかというか、多分、制度が始まったばかりなので、省庁のほうももしかしたらわからないかもしれませんが、そういうのがあるのかどうか。逆から見ても、小澤さんが普通の公務員試験を受けて入った人と比べて何かメリットもしくはデメリットみたいなものを、もし感じていらっしゃったら、お答えいただきたいんですが。

【小澤金融庁職員】 金融庁の採用担当者には、制度上は、新司法試験枠であろうが、通常国家公務員I種枠であろうが、扱いは変えないというふうに言われました。私がおも所属しているのは、金融商品取引法を改正したり、政省令を改正したりする部署におり、法律に関係する仕事をやらせていただいていますので、少しは法科大学院で勉強した過去というのが考慮されて今の部署にいるのかなとは思っております。メリット、デメリットというのは難しいですが、客観的にほかの人より給料がいいかどうかとかは全然わからないので、何とも言えません。主観的には、私は法律の制定等をやりたい、関わりたいと考

えて金融庁に入りましたので、それに現在携わらせていただいているという意味で、主観的にはメリットがあったかなと、ほかの人よりもメリットがあるというのかなと思っております。

【山田委員】　　じゃあ、いわゆる待遇面では特になんかということですよ。

【小澤金融庁職員】　　はい、特に変わりはないと思います。

【山田委員】　　変わらないという。まあ、調べればわかることですがけれども。あと、いつでもやめて弁護士になれるというようなメリットというのは感じますか。ちょっと言いにくいかもしれませんが。

【小澤金融庁職員】　　そうですね。将来弁護士に転職できるという意味ではメリットがあるかもしれませんが。でも、今のところは転職については考えていないので、よくわからないですね。

【江川委員】　　同期の中でやっぱり同じように公務員になられている方、何人かいらっしゃいますでしょう。そういう方たちは、小澤さんと同じようにやっぱり、ロースクールを出た、あるいは司法試験を通ったからという、そういうポジションにほかの人たちもついていますか。それを生かせるようなポジションに。

【小澤金融庁職員】　　同期の人で、金融庁に司法試験卒で入ったのが僕1人だけです。また、私の友人で、ロースクールに行った後、公務員になったという人をあんまり聞かないので、ちょっとその辺はわかりません。申しわけないです。

【谷藤座長】　　人事院のこのような制度、例えば地方公務員につきましても、いろんなところでこういう特別卒の制度と言われるようなものの存在を拡張すべきだとかというご意見はありますか。法科大学院を出ますと、大体、弁護士か裁判官か、あるいは検察官かというふうなことになると思います。その他のいろいろな機会と言われるようなものを保障していく制度については、小澤さんはどのようにお考えですか。

【小澤金融庁職員】　　法科大学院修了者にとっては、卒業後の進路として様々な選択肢があったほうがよく、公務員に就職する道も拡張していただければよいと思います。また、新司法試験合格者を受け入れる会社や国・地方公共団体にとっても、法律のバックグラウンドを持つ人間を受け入れることによって、その者を活かしてよりよいサービスを提供できるというメリットがあるかもしれない。そこで、一度受け入れていただき、受け入れた者が評価できる人物であれば、徐々に受け入れる人数を拡張していただければよいと思います。

【山田委員】 関連して、例えば医師の公務員でしたら、医師加算というのが給料で加算されるわけですね。そういうのがあったほうが増えると思いますか。それはそうでしょうか。

【小澤金融庁職員】 はい、そうですね。給料が加わると、応募人数は増えると思います。

【山田委員】 どの程度かも含めて。「それはあったほうがいいといえばあったほうがいいと思います」と答えると思うんですけども。相当のお金や授業料を自分で払ってきた人と、ただ合格した人とが同じ扱いというのは、はた目から見ると何か損とか不満があってもおかしくはないなと思うんですけど。

【小澤金融庁職員】 現在、公務員制度はそうなっているかどうかかわからないですけども、私は、能力に応じて払うべきと思っているので、過去、その人がどれだけ自分に投資したかによって今現在もらうお金の反映されるというのは、いまいち合理性があるようには思えません。もちろん給料が高く設定されたほうが法科大学院卒の人は行こうかな、この選択肢もありかなって思うということは当然あると思いますが、法科大学院卒だからといって給料が高いというのはあんまり合理性はないのかなと思いますね。

【山田委員】 つまり、それほど仕事に違いがないから合理性がないということですね。

【小澤金融庁職員】 そうですね。もちろん、それほど他の人に比べてできる人であればいいかなと思います。

【松本評価監視官】 事務局からちょっと補足させていただきますと、小澤さんが合格された新司法試験合格者対象の選考試験Ⅰ種相当というのは、平成18年度から新しくスタートした制度でありまして、それぞれ内定された方というのは極めて限られておりまして、18年度が1人、19年度が2人、20年度2人、21年度4人、まだこれくらいの規模です。今年の合格者も10月末に発表になったと言われておりますが、まだ私、手元に持っておりませんので、必要があればご報告しますが、そういった状況にあります。この試験と同様の考え方で、専門性や多様な経験を有する有為な人材の採用という別途の枠、社会人経験者枠みたいなものを、Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験のほかに、新しく人事院として用意し、そのうちの専門性に着目した試験がこれであるという構成になっているようでございます。

【江川委員】 それの希望者はわかりますか。18年は1人ということですけど、何人中1人？

【松本評価監視官】 18年8人、19年24人、20年67人、21年79人、4か年トータルで178人の申し込みがあり、9人が内定したという状況のようです。

【江川委員】 じゃ、かなり希望者はいるわけですね。それがうまくたくさん採用されないというのは、理由は？

【松本評価監視官】 まだわかりません。

【谷藤座長】 よろしいですか。小澤さん、どうもありがとうございました。お伺いしたいことはまだあるんですが、時間の都合もありますので、少し延びてしまいまして申しわけございませんでした。本日はどうもありがとうございました。

【谷藤座長】 続きまして、中央大学法科大学院教授の安念潤司先生からお話をお伺いしたいと思います。安念先生におかれましては本研究会にご協力いただきまして、どうもありがとうございます。心から御礼申し上げたいというふうに思います。

これまで、法科大学院の学生、法科大学院を経験された方、法科大学院を経験されて合格された方、残念ながら合格されなかった方、それで、弁護士になったり、公務員になった方々、いろいろな方々からのヒアリングを受けてまいりました。本日は安念先生と松村先生のお二人から、法科大学院の現場において教鞭をとられている立場から、法科大学院を中核とする新たな法曹養成制度の課題でありますとか現状というものを伺いたいと思ひまして、お願いした次第でございます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

初めに10分程度、安念先生のほうからご説明いただき、その後、質疑応答に移りたいというふうに思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【安念教授】 ご紹介にあずかりました安念でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私は、2007年11月まで成蹊大学におりまして、その後、中央大学に移りました。科目はこの紙に書いてあるようなものをやっております。名前はいろいろでございますが、実質的には憲法でございます。非常勤としては、ほかに知財とか行政法とか、あるいは単発の講習などではよく独禁などもやっておりますが、それにいたしましても、私の経験は2つの法科大学院でごく限定された科目を教えたというだけのものがございますので、そういう限定された経験からしか、ものを申すことはできません。しかも、座長先生から今ご紹介ありましたまさに現場ですが、私のような現場従業員から話を聞いても、率直に言ってそんなに大したことはお話し申すことはできませんよ。私は別に何か政策決定をするとか

経営に携わっているわけじゃございません。要するに窓口のオペレーターですからね、私は。そういう人間が、大所高所からロースクールかくあるべしなんて、そんなことを考えてもしょうがありませんので、今日は、私がお話しできるせいぜいの内容ということで、自分自身はこういうふうにやっていますということだけ申し上げたいと存じます。

そこで、まず、心がけていることなんですが、第一に学生の立場を理解するという、これは客商売でございますから、当たり前のお話でございます。お客様のニーズにこたえるというのが我々客商売の一丁目一番地でございますが、学生は端的に受験生でございます。司法試験に合格するという以外に目標はございません。これは当たり前のお話でございますが、今は昔と違いまして、法科大学院に入って新司法試験に合格しなければ、不合格という国家による烙印を押されてしまう。これは大変な精神的負担です。そういうつらいつらい精神的な負担とリスクを負っているのが我々のお客様であるということをよく認識する必要があるのは当然のことでございます。したがって、受験生としてメリットを感じられる授業でなければ、授業として意味をなしません。これはどんな説教をしたってしょうがないんです。それしか目標のない人々に大所高所から「皆さん」って言ったって無駄です。

昔ですね、そうそう、今、ふっと思い出したんですが、朱子学の朱子という南宋の大学者がありますが、その人は、私は原文を読んだわけじゃないんですが、物の本によると、今の時代に、というのは、つまり南宋の時代に孔子様が生まれていれば、孔子様だって科挙の受験勉強をするしかないだろうと言ったというんです。朱子ですよ。それはそのとおりですよ。その生まれたとき、それから置かれた立場で、どうしようもないということはあるんですから。学生に向かって、「司法試験の合格以外のもっと高い目標を持って」って言ったって、そんな無理に決まっている。無理なことを言ってもしょうがないんですから、そのようなニーズにできるだけお応えするということをするのが、我々現場のオペレーターの役割だというふうに私は思っております。

そこで、具体的にどういうことをしているかということなんですが、まず第1に、授業においては、大切だと思われる部分は、口頭ではなくて紙にして渡すということを励行しております。当たり前のお話なんですが、紙というのは自分で作った紙ということです。他人の言葉であっても必ず紙に自分で打つようにしております。そうしませんと自分で咀嚼しないものを渡すことになってしまっていて、結局、授業が非常に薄っぺらになるんです。もともと薄っぺらなんですが、それに輪をかけて薄っぺらになってしまいますので、とにか

く自分で紙をつくるということです。

今、デジタルの時代でございますから、一度打ち込んでいけばあとは使い回しがきくと、そういうこともございます。一々コピーするのはかえって面倒だなという、そういうこともございますので、すべて自分でデジタルファイルにしております。意外に定着していないものなんです、学生の頭の中では。私の頃もそうでしたけれども、いろんな知識がただ同じ平面にだ一と並んでいるものなんです。知識というものは階層化しないと、つまり上位のレベルと下位のレベルというふうに階層化させないと、応用が全くできないんですが、そのためには、まずとにかく知識を定着させなきゃいけないんですが、それはやっぱり厳密に言葉で定義しなければいけません。口頭で言うと絶対あいまいになるんです。ですから、それを避けるということでございます。階層化も、これはなかなか難しい。それは努力していますという、それだけのことでございます。

次に、今のこととあんまり変わらないんですが、教科書・参考書の類はもちろん使いますが、それだけでは足りませんので、法令や判例というものを渡さなければいけません。これも、最近ありがたいことにどこかにデジタルファイルがございまして、自分でそれを取り込んで、Wordのファイルに直して配る。これも自分で咀嚼していませんと、結局、自分でわかっていないことを人にだけは押しつけるということになりますので、そうしております。このとき、私はいつも学生に自慢するんですが、もともとの判例文のなかでの数字というのは、これは法律家の方はよくご存じだと思うんですが、漢数字でございました。もとの文章が縦書きだったからですね、横書きにいたしますので、私はそれを必ず算用数字に直して、その上で半角にし、字体はセンチュリーにする。MS明朝の数字ってあんまりきれいじゃないでしょう。ちょっとしたものでもすぐ1時間ぐらいかかってしまって、「おまえ、もっと生産的なことをやれ」って言われちゃいます。しょうがない。それで、長大なものについては重要部分を抜粋いたします。といいますのは、長いものを長いまま渡しますと、学生は絶対読みません。それよりは、自分で読んで大切だと思うところを抜粋して渡すということをしております。

次に、他人の論文を単にコピーして渡すということはしません。これは、面倒くさいというのが第一ですけども、要するに、単にコピーして渡して読むということはまずないものです。ですから、必要があるなら、自分でそれをやはりデジタルファイルにいたします。デジタルファイルにするのは、これはどうやってやるかと申しますと、まずPDFに焼きまして、それを変換するソフトがありますので、間違いだらけの字がわーっと出てき

ますけど、これをまた一つ一つ直していくというのがなかなかの楽しみでございまして、必要部分だけをそうやってやっぱり抜き出して、あるいは中略とか何かで、どうしても必要であれば他人の論文もそうやります。「参考文献としてこういうのがあるよ」ということは言っておりません。そういうものは読まれることがまずございませぬので。つまり、どうしても必要だと思ふものだけを自分でデジタルファイルにして、必要な部分を渡すというふうにしております。

次に、ソクラティック・メソッドの機械的な実行はしておりませぬ。ソクラティック・メソッドがいいと信仰している人がおりますが、どこを見てああいうことを言っているんでしょうかね。アメリカの大学でも、ソクラティック・メソッドが成功しているのはアイビーリーグを中心とする極めて優秀な大学だけです。当たり前の話です。ソクラティック・メソッドがいい場合もありますが、それは極めて優秀な教師が極めて優秀な学生とつき合っているときだけでございまして、それ以外では学級崩壊いたします。私もハーバードローに留学しておりましたが、教師も学生もやっぱり優秀ですよ、だけど、学級崩壊になるところを見ました。彼らは授業というのはああいうもんだって思っているから成り立っているだけの話であって、日本の学問、特に日本の法律学は、細部にわたる綿密さを過剰なまでに求めますので、そのようなところでは、ソクラティック・メソッドだけの授業なんて絶対成り立ちませぬ。これ、成り立つと言っている人がいるなら、私、見せていただきたい。お客様から見れば、ソクラティック・メソッドは、大抵の場合、迷惑なんです。そもそも体系的な知識が何にも残りませぬからね。

ですから、私も質問や意見を出すようにエンカレッジしますし、雰囲気は盛り上げますが、無理やりに一人一人当てていくなんていうことはしませぬ。特に答えられなかつた学生は実は結構傷つくものなんです。今の子はとっても傷つきやすいんです。そんな傷つきやすい子にわざわざ恥をかかせてまでやるほどの価値はありませぬ。つまり、ソクラティック・メソッドというのは、やるべきとき、クラスの雰囲気が盛り上がってきたときにやるといいんです。それは事前に準備していくようなものじゃないんです。その場での雰囲気やらなきやいけない。これができない教師はだめです。つまり、学生にとって迷惑です、端的に、と私は思っております。

次に、求められれば答案やレポート等の添削を行い、かつ面談をする。これは、ここに伺う直前までやっておりました。これは大変な負担です。受験指導ではないかというお叱りを頂戴するかもしれませんが、そんな高級なもんじゃない。今の学生はまとまった文章

を書いた経験がありませんので、まあ綴り方教室です。とにかく「てにをは」を直し、漢字を直し、そこから始めます。しかし、これをしなければ文章を書くという力は決して上達しません。だからやっています。給料のうちだと思っているからやっているわけです。私、別に愛情からやっているんじゃないんですよ。サラリーマンだからやっているだけの話です。そうする以外に方法がないからです。いろいろな文章を読まされるよりは自分で直したほうがまだいいというので、私はやっています。

次に、新司法試験の問題ですが、具体的な解答例を私は自分で書くようにしております。つまり、個別的な論点についての解説なんてされたって、学生は困るんです。書き方がわからないんですから。ですから、その文章の流れ、ストーリーのつくり方について、例えばこういう書き方があるということをおは自分で示すようにしています。

ただ、そうはいつでも、私は別に自分で司法試験の採点をする立場ではありませんから、自分の書いたことが正しいのかどうかわかりません。そこで、ぜひお願いしたいのは、実際に司法試験の問題を出している人に、模範答案というのを幾つか出してほしいんです。そうでないと、もう学生たちは疑心暗鬼です。断片的な講評の類は法務省のホームページにも出ていますが、断片的なので、かえって疑心暗鬼になるんです。「法務省のホームページにはこう書いてありました、じゃあ、ほかの書き方だめなんですか」って、それは受験生だからそう言うに決まっているじゃないですか。ならば、3つか4つ、こういうのがいい答案の例ですということをぜひ示していただきたい。自分で書くのが嫌なら、司法試験の優秀な答案、あるいは中くらいの答案、すれすれの答案、だめ答案、これを出していただきたい。そうでないと、学生たちの疑心暗鬼は高まる一方です。その精神的な負担は実際には非常に大きい。ぜひそうしていただきたいと思います。

私のやっていることは、それはロースクールの理念に反するんじゃないかと、そうでしょう、きっと。原理主義者から見ればね。だけど、よろしいですか。試験対策でもあり、かつ理論的な水準も落とさないという授業をできなければ、そんなものは教師として給料をもらっている資格はありません。首にすべきです。

以上は、私が授業において心がけていることを申しただけでして、それが実際にできているかどうかは、お客様が判断なさることです。ただ、仮に、私が努力しているお陰で、そうでない場合に比べて、5人だけうちのロースクールで合格者が増えたと仮定しましょうね。しかし、そういったって2,000人しかとにかく合格させないって言っているんだから、その5人は、どこかで他の5人をただ弾き出しているだけです。つまり、合格者の顔ぶ

れを入れ替えているだけなんですから、私がどれだけ努力したって。社会的には無意味なことをやっているということになります。「そんな、無意味なことをやっているって、おまえ自慢するなよ」って言われるかもしれないけど、理論的にはそういうことになりますな。

ロースクールの今後ですが、これは何かいろいろごちゃごちゃ言う人がいますが、マクロ経済の状況次第だと私は思っています。つまり、経済的にペイしない仕組みは、いずれにせよ長期的にはサステイナブルではあり得ません。日本経済の衰退は予想したよりはるかに急です。まあ、私が予想したより、というだけですけれども。もっとちゃんと予想した方はいらっしゃるかもしれません。山田先生はそうだったかもしれませんが。

私、この夏は、実はグーグルとヤフーの提携問題で大体暮れてしまっていて、いろいろコンファレンスや何かしたんですが、ふっと気づいてみると、あそこで争っているのって、要するにグーグルでしょう、提携するヤフー、それから逆らっているマイクロソフト、どれを見てももとは日本の企業じゃないですよ。アメリカに本拠がある企業が日本で代理戦争やっているだけ。こんなふうになっちゃったんだなと思いましたね。近いところで申せば、株価について言っても、日経平均は、例のリーマンショック以前の直近の最高値って17,000円だったんですからね。それがもう今、半分ぐらいしかなくて、1万円を何とか維持できるか、なんていってます。これ、日本だけです。ほかのところは大体回復している。とにかく日本のひとり負けです。

賃金水準は今後一層急速に低下するでしょうから、高額な授業料や修学期間の機会費用を負担できる層はどんどん縮小していく。つまり、授業料を払えないと、行けないと、そういうふうになっていくだろうと思うんです。

それから、リーガル・サービスの側から見ますと、リーガル・サービスは経済活動の派生需要ですから、経済の衰退により減退していくことは避けられません。したがって、多大のコスト及びリスクを背負ってローヤーになっても期待利益は減少していきますので、アプリカントはだんだん減っていくというのは、これは経済的に合理的な行動をとれば当然のことだろうと思います。

ついでながら、もともとサステイナブルでなかったんです。まず第1に、ロースクールの導入によって確実に生じたのは、所得が移転したことです。つまり、教師の資格を限定しますと、我々のようなじいさんしかなれなくなってしまうんです。ということは、若い人の所得を高年層に移転したということなんです。学生からはもちろん高い授業料を取ります。要するに若年層から高年層に所得を移転しました。つまり、相対的に貧しい層から

相対的に富める層に所得を移転したという、そういう結果を生じております。これは日本の福祉がそうですよね、まさに。賦課方式なんですから、貧乏なやつから金持ちに所得を移転しているすばらしい制度です。私のような年寄りにとってはね。しかし、サステイナブルではないでしょう。

もともとロースクールは、財務的にサステイナブルでないと思います。というのは、実はここがサラリーマンの無責任なところ、私も弊社の財務体質がどうなっているかよく知らないんですが、ざっくりした話をいたしましょう。大きいロースクールは、非常にざっくり言って1,000人ぐらい在籍者がいる。授業料は百数十万円ですが、減免措置とかなんとかで、多分ですよ、客単価、ざっくり見て1人100万円としましょう。とすると、100万×1,000人だから10億円でしょう、1年間の売り上げ10億って、それぐらいの規模のロースクールだと50人ぐらい専任教員を抱えなきゃいけませんから、人件費だけで完全に消えてしまうんです。人件費だけで消えてしまうようなビジネスモデルってもちろん成り立つはずありませんので、もともとサステイナブルでなかったと思います。

ここから先、私はどうなるかわかりません。要するに、私が申し上げたいのは、関係者はそれなりに努力しているが、ロースクール制度はどっちみちサステイナブルでないという、そういうことでございます。以上でございます。

【谷藤座長】 どうもありがとうございました。大変刺激的な話をいっぱいお伺いすることになりました。

それでは、ここからは、質疑応答の形で進めたいというふうに思います。最初に少し口火といいますか、既修生と未修生ということで、教授メソッドは根本的に違いますか。

【安念教授】 違います。いや、というのは、一緒にしてませこぜにやっておりますから。しかもですね、年によって違うんですね。去年ははっきり言ってよくなくても、今年意外にということがございまして、一概には何とも申せません。

【谷藤座長】 既修、未修というのは、あんまり大きく分ける意味というのはありませんか？

【安念教授】 はい、私の実感はそうです。ただ、どちらかといえば、既修の試験に落ちた、実質的には法学部卒業生が未修に回るという傾向はありますので、やや乙種学生というか、セカンドクラスシチズンというイメージはあるやに聞いております。それは否定ではできないと思います、確かに。

【谷藤座長】 既存の新司法試験と言われるものを前提といたしまして、未修者に3年間

で、先ほど先生がおっしゃったようなある種のメソッドで合格させていくということに、先生は負担感というものは感じておりますか。

【安念教授】 私にとっての負担ですか、学生にとっての負担ですか。

【谷藤座長】 先生にとっても負担感があるかということと、もう一つは、学生にとっても。

【安念教授】 私はサラリーマンですから、給料分働くというだけですので、私の負担はどうってことないですけれども、もしも法律の素養全然なしで3年間であの司法試験に受かれというのは、私はそれはよほどの秀才だと思いますね。つまり、日本の司法試験というのは、アメリカのバーエグザムなんかと違って、ある種の習熟を必要とするんです。それはもうある程度の絶対的な年季が必要です。だから、とても難しいと思います。

【谷藤座長】 それはいわゆるロースクール単体でそういうものを全部身につけさせるということは、無理だと先生はお考えですか。要するに、受験のための塾がございますよね、ああいう存在と言われるようなものも、認めざるを得ないみたいなところですか。

【安念教授】 認めざるを得ないとかそういう話ではなくて、1人が通ってしまえば、それはデファクトスタンダードになっちゃうわけですから、ほかの人もせざるを得ません。それはもう、良い、悪いの問題じゃない、必ずそうなります。

【江川委員】 ほんとに初歩的なことを伺って申しわけないんですけども、ソクラティック・メソッドというのは、つまり問答しながらやるということですよ。それがほかではスタンダードだということですか。わざわざ強要しないというふうに先生がおっしゃっているということは、ほかはみんなそういうふうにやりたがって、やっているということですか。

【安念教授】 ロースクールでは、ソクラティック・メソッドでやらなきゃいけないんだそうですよ。

【江川委員】 それはだれが決めた？

【安念教授】 知りません。みんなそう言っているから、そうなんじゃないですか。

【江川委員】 例えば法務省とか文科省とかから言われたわけではないんですか。

【安念教授】 言われているんじゃないですか。プロの方に聞いていただいたほうがいい。確か、法令で決まっているんじゃないですか。「ソクラティック・メソッド」とは書いてないと思いますよ、「双方向」とか何か、そういう地デジみたいなことを言っているんじゃないですか。何度も言っていますが、ソクラティック・メソッドは極めて優秀な教師で

なければ成り立ちません。これだけははっきりしています。

【松本評価監視官】　そこは、後ほど調べてお返事するようにします。今のご質問は事務局で処理します。

【三上委員】　大学で一つの問題として、昔の法学部の時代に比べて研究者を育てる力が弱まっているというような批判があると思うんですが、その件と法科大学院制度ができたことが、研究者の育成ということに関して何か問題があるのかというのが1点と、学部の授業と法科大学院の授業に重複感はないのか、つまり、学部の授業、大学で4年間のうち後半の2年間を前提に考えると、プラス2年間の4年間ほんとうに必要なのか。既修生のように3年間で終わる、ないしは、優秀な人間であれば、はっきり言ったら2年間でも十分ではないかと。昔の司法試験のときのようにですね。その点については、法学、世の中で法曹を実践するのに必要な知識を身につける上で必要な年限という意味ではどうかという、その2点についてご意見をお伺いしたいと思います。

【安念教授】　まず第1のご質問については、私は関心がないので知りません。つまり、私は、日本で法律の研究者なんていなくなったら全然構わない、例えばこの私が失業者になるだけでだれも困らないと思いますので、ちっともそれが問題だというふうに思っておりません。ですから、問題だと思っている方にお聞きいただいたらよろしいかなと。私はそもそもそれ自体がノープロブレムだと思っております。

第2の点ですが、これはなかなかお答えするのは難しいですね。つまり、法律学というのは、深いだけの高度だのと言ったって、そんなのないんですよ。要するに、知識は同心円状に広がっているだけの話で、例えば数学なんかであれば、完全に積み上がりですよ。経済だって、例えば教養レベルのミクロ、学部レベルのミクロ、それから修士レベルのミクロとある。マクロもみんなそうですね。そういうふうに一応あるわけですよ、スタンダードが。ところが、そういうのは法律学にはありませんので、結局まあ同じことをやっているんです。その教え方が違うとか、そういうことはありますけれども、中身は同じことですね。

【三上委員】　つまり、先ほどおっしゃった経済的にペイする制度にするためには、やっぱりできる限り教える期間を短くして……。

【安念教授】　あ、当然です。

【三上委員】　で、卒業した人間の進路をできるだけ限らないようにする。

【安念教授】　はい。

【三上委員】 大学でほかの学部が4年であれば、法学部も4年で終わるようにするというのが一番ペイしやすい制度ではないかと思うんですが、その点から考えて、法科大学院制度というものは法曹を育てていく上で今の法学部にオンして有用な制度かということに関しては、どのようにお考えですか。

【安念教授】 長過ぎることははっきりしていると思いますね。およそプラクティスに出す前に7年も8年もお蚕さんみたいな期間があるなんて国は日本だけしかないでしょう。それは全く無駄だと思います。短い期間にできるだけインテンシブにたたき込んで、あとは「どうぞ世の中に出て競争してください」ってやる以外は方法がないと私は思っております。その点でまったくご説のとおりと存じます。

【山田委員】 落ちた人へのケアというのはどの程度されているか。自習室を使わせてあげるとか、私的な研究会というのが中央大学はあるので、そちらに所属しているからというようなのも多少売りになっているところはわかるんですけども、公的に、もしくは先生個人で、給料以上にケア・サポートされることというのはありますか。

【安念教授】 公式に受験勉強させちゃいけないみたいな、何かわけのわからない雰囲気があるものですから、ロースクールとは組織的に別なところでですけども、ある種の答案練習会であるとかセミナーのようなものはやっております。私も、卒業生というか、修了生で失敗した子が来れば、もちろんそれは長々相手しております。この前も1人2時間ばかり、女の子で、途中で何回も泣かれまして、つらいんでしょうね。ほんとかわいそうだと思いました。もうあと1回しかない子です。ちょっと胸の詰まる思いがいたしましたね。そういうことをやっております。

【谷藤座長】 最近のロースクールへの入学者のトレンドについて、どんなご感想を持っていらっしゃいますか。

【安念教授】 最近のトレンドはアプリカントが減っているということですね。これは、人々が合理的に行動しているからであって、まことに望ましいことです。リスクに見合わないわけですから、期待利得が。ですから、それは減るのは当然のことです。日本人がばかじゃないということの証明なんです。ということは、その資質が下がるのは当然のことです。つまり、腕に覚えのあるのはもう少し見込みのあるセクターに行くということですから、だんだんと資質が下がっていくことになると思います。日本の経済が合理的な人々によって運営されているという証拠でございますから、大変結構なことでございます。私個人は、失業してしまうかも知れないので困りますけどね。

【谷藤座長】 もう一つ、新司法試験あるいは法曹養成制度の一つの目標は多様な人材を吸収していくということが大きなねらいだった。そういったところから見ますと、最近の入学者のトレンドはどのように感じていらっしゃいますか。

【安念教授】 実質的な法学未修者はどんどん減っておりまして、もうほとんどマージナルな存在になっているんじゃないでしょうか。これは当たり前の話でして、リスクが高過ぎる。転身することのリスクが高過ぎるのと、そもそも司法試験に合格することに先ほど申しましたように一種の熟練を要しますから、学部でやっていないということは実は大きなハンディキャップになっております。したがって、法学以外のバックグラウンドを持つ者、あるいは、社会人としての経験を持つ者という意味での多様性という言葉が先生がもしお使いであるならば、完全に失敗していると思います。それは、制度をそう仕組んだのに予想に反したのではなくて、予想どおりに失敗したという、そういうことでございます。

【江川委員】 先ほどの山田先生がおっしゃった落ちた人の話なんですけれども、先ほど相談を受けたのはあと1回と。その三振してしまった人たちもおそらく相談を受けたりすることもあると思うんですけれども、そういう人たちの身の振り方というのはどういふふうか……。

【安念教授】 ございませんでしょうかね。私、ロースクールが始まる前とか始まってから、何人もの経済人の方、経営トップに近い方々に、雑談の中で、そのことだけを伺ったわけじゃありませんが、「三振した人間はそれでも一応の素養があるんだから、採ってもらうなんていうことはできないものではないか」と伺ったら、「そんなことがあるはずない」とおっしゃる。「3回チャンスがあって、お上からこいつはだめだという烙印を押されたやつをわざわざ採るばかな企業がどこにある」と。私が会った限りでは、すべての経済人が判で押したようにそのようにおっしゃっております。私も人事担当者なら採りませんでしょう。大手企業の採用のルーティンには確かに乗りにくいでしょう。個別ケースの例外はもちろん少なからずあると聞いています。

【江川委員】 ええ。それは、法学博士でしたっけ。

【安念教授】 法務博士。

【江川委員】 法務博士になるわけです。じゃ、その資格というか、あれは、学位は何にも生きない？

【安念教授】 というか、スティグマでしょうね、むしろ。マイナスですよ。ないほう

がずっといい。それはそうでしょう。

【江川委員】 それからもう一つ、先ほど、ソクラティック・メソッドだけじゃなくて、もう一つ公的に受験勉強はやらせてはいけないとか、何かそういう制約が、すごく実際やっているととても困るような制約というのはかなり多いですか、教えている上で。

【安念教授】 いや、私は、そもそも受験勉強、受験に役立つ勉強と理論的な水準とを両立させることがなぜ難しいのは全くわかりませんので、私個人は何も困っていません。ただ、そういうふうにする人が結構いることは事実です。

【谷藤座長】 受験と言われるようなものに特化しないことが、そういう形で制度設計したり、カリキュラム編成をするというようなことが当初はあったと思います。こういう2,000人ぐらいしか合格しないという状況、先ほど先生もおっしゃったように5人を入れて5人を飛ばすというような、そういう状況の中で、法科大学院自体もカリキュラムだとかある種の方向性みたいなものを変えていこうという試みがあるやに聞いておりますけれども、先生もやはり当初の目的よりも変節せざるを得なかったという感想はお持ちですか。

【安念教授】 いや、私は当然こうなるだろうと思っておりましたので。何度も申し上げますように、合格率が20%であろうが50%であろうが、当面、司法試験に受かる以外の目標のない人たちしかいないに決まっているんですから、こうなるのはそれは当たり前ですよ。それ以外のありようがなかっただけの話であって、「当初のもくろみと違った」と言っている人がもしいるとすれば、その人たち、当初、何を考えていたんだろうなって、とても不思議に思います。

【江川委員】 先生としては、旧司法試験と今の司法試験とどっちがいいと思いますか。

【安念教授】 どっちもだめだと思います。旧司法試験は合格者が少な過ぎました。それから、新司法試験は、まだ今でも合格者はナンセンスなほど少ないと思いますし、それから、法科大学院の履修を強制したところはますますよろしくないと思いますね。ただ、私が申し上げているのは、司法試験の合格者は、私、何千人いたって全然構わないと思うんです。要するに、司法試験を受ければ、その資格で食っていけると思わせたところが失敗なんです。どんな資格だって、それ一本で食っていける資格なんてあるわけないんですから、それで食いつぶされることは十分あり得ます。本当かどうかは知りませんが、アメリカでは、ローヤーの資格を持っている女性の半分は専業主婦だそうです。これはね、ジェンダーバイアスのためだとすれば大問題ですよ。大問題だけど、ローヤーの資格を持っていたって食えない人が出るというのは当たり前だと私は思うんですけど。そうでないよ

うな何か妙な信仰がローヤーについてだけは日本にあったのが、やっぱり最大の失敗だったと思いますね。

【谷藤座長】 先生は、リーガル・サービスは経済活動の派生需要だということをおっしゃっておりますけれども、そうすると、全体的な日本におけるリーガル・サービスの需要と言われるようなものについては、そんなに拡大しないとお考えですか。

【安念教授】 拡大しないとは思っておりません。減少すると思っております。日本人が経済的に合理的な行動をするのであればです。リーガル・サービスを受け、そのコストを払って、なおかつそれを上回る利得が得られなければ、リーガル・サービスを使う意味がありません。そのような利得の機会がどんどん減っていると思いますので、リーガル・サービスの需要は減るといふふうに思います。ただ、経済のマクロトレンドは上方へも下方へも人間の力で動かせるものじゃありませんので、何か偶然の僥幸によって景気がよくなるということは、それはあるかもしれません。そのときはそのときで、よかったねと。私の見通しが外れてくれるのを祈るしかありません。

【谷藤座長】 そういう先生のお考えからすると、当初の目標として、いわゆる法曹人口というものを上昇させていく見込み、あるいは目標が設定されておりましたけれども、その目標については、どうお考えですか。

【安念教授】 それで結構だと思います。資格では食っていけないローヤーがたくさん出るかもしれませんが、それ自体は何の問題もないと思います。

【江川委員】 とすると、先生の考え方は、例えば何人合格させるとかいうのではなくて、これぐらいの基準があれば全部それは合格させて、その後、どういう方向に行くのかはそれぞれが考えなさいよという、そういう感じですか。

【安念教授】 おっしゃるとおりだと思います。そうでない資格というのがほかにあるんでしょうか。いや、知りませんが……。

【江川委員】 医者はどうですか、医者。

【山田委員】 医者だけですよね。

【安念教授】 医者は、保険がありますからね。市場での選択だけに委ねるわけにはいかないという理屈があるのかも知れません。もう一つは解剖用の死体の絶対数に限りがありますから、とにかく解剖できなきゃ医者はつくれませんから、入り口を絞らざるを得ない。ローヤーは別に死体がなくなってもできますから、ええ。

【谷藤座長】 じゃ、先生、どうもありがとうございました。まだ聞きたいことはある

んですけれど、時間が制約されておまして、こんな形になりました。大変申しわけございません。

【安念教授】 とんでもないです。いろいろとすみません、どうも。いつものとおりなんですけど、でまかせを申しまして恐縮でございます。どうもありがとうございました。

【谷藤座長】 どうもありがとうございました。

続きまして、日本大学法科大学院教授の松村雅生先生からお話をお伺いしたいと思います。松村先生、今日はどうもありがとうございます、お時間いただきまして。申しわけございませんでした、時間が押してしましまして。

松村先生からは、法科大学院の現場において教鞭をとられている立場から、法科大学院を中核とする法曹養成制度の現状をどう見ていらっしゃるのか、あるいはそこにどんな課題があるのかというふうなことについてのご意見をお伺いしたいと思います。先生、大変短くて申しわけないんですけど、10分程度お話しいただきまして、その後、質疑応答に移りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【松村教授】 日本大学法科大学院の松村でございます。今日はどうぞよろしく願いいたします。

大学では情報法と立法技術論をやっておまして、それ以外に、平成18年から認証評価、自己点検・評価というのを担当いたしております。その関係で、法科大学院の入試から成績評価からカリキュラムから、いろんな改善計画に携わっているということでございます。もちろん、私のところの法科大学院も問題を抱えておまして、改善すべきことは多々あるわけなんですけれども、それはそれといたしまして、やはり法科大学院制度そのものの問題点・矛盾点もあるんじゃないかなというふうに考えているところであります。特に、制度官庁の文科省、法務省以外に、第三者的な立場で法科大学院制度についていろいろご検討いただくというのは非常に有意義じゃないかなと思っておりますし、今日、こういう形でご意見を述べさせていただけるというのは大変ありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

今日になりましたけれども、レジュメ、届いておりますでしょうか。さまざまな点を書いておりますので、全部ご説明すると時間的に難しゅうございますので、かいつまんでご説明し、ご質問を受けたいというふうに考えております。

まず、指摘されるそれぞれの問題点と、それについての私なりの考え方を述べてみたい

と思います。ここで申し上げる考え方、意見というのは、個人的な意見ということでよろしくお願ひいたしたいと思います。

まず第1点、合格率の低迷ということが言われております。もちろん、司法制度改革審議会では7、8割が合格というのを目処にしておったわけですがけれども、現在の新司法試験の合格率は25.4%で、法科大学院の内部で幾ら振るい落としをしても7、8割行くわけがないということは当然のことでございます。その中で、未修者コース、3年コースの合格率というのが既修者の約半分という形で、本来、法科大学院制度の原則となるべき未修者というのがいろんな問題を抱えているという状況についても、また後で触れたいと思います。

そういう中で、「受験対策はするな、合格率は不問」というのが当初の当局のスタンスだったかなと考えております。創造的な思考力であるとか、倫理観に燃えた云々とかいろいろお題目がありますけれども、理想的な法曹像を法科大学院が追求していけば、合格率はついてくる、あるいは保証されるというのが当初の仕組みだったんじゃないかと思っておりますけれども、現情はそういうことではなくて、先般の中教審報告以降、合格率を上げろということまで指摘されるようになっております。

どこの大学もそうだと思うんですけども、放っておいても通るといふ学生と、これはどうしても通らんという学生と、ちょっと手助けすれば通る学生とが必ずいるわけですね。そのウェイトというのは大学によって多分違うと思うんですけども、放っておいてもいいのはもちろん放っておいていいわけですが、真ん中の少し手助けして頑張らせれば何とか通るんじゃないかという層が必ずいるわけですし、この辺については、受験対策というのか、どういふのかわかりませんが、ある程度のサポートが必要だろうというものは、どこの大学でも共通する課題ではないかというふうに思っております。

受験対策は何かということ捉えるのはなかなか難しゅうございますけれども、この辺は、素直に考えれば相反する問題、悩ましい問題です。ただ、申し上げておきたいのは、7、8割合格というのは、ひとり歩きしていますけれども、そこまでのものが求められるとは思いません。現状は非常に低くて問題ですけれども、ただ、どのくらい行けばいいのかというのはいろんな意見があろうかと思っておりますけれども、7、8割というのはいかななものかと、個人的には考えております。

次に、合格者、不合格者ともに就職難ということが大きな課題となっておりますし、入学定員削減等の一つの背景にもなっているんじゃないかというふうに考えられます。裁判

官、検察官というのがあまり増員されない中で、ほとんどが弁護士の増でカバーしているわけですが、そもそも、5万人といったときに、どういう弁護士像を想像していたのか、今の弁護士の業務というんじゃないで、もう少し、例えば審議会の意見で言いますと、国民の社会生活上の医師、簡単に言えばホームドクター、いろんな身近な法律問題をいろいろ拾い上げるという、今の弁護士よりもさらに拡大した業務を考えていたはずですし、それから、社会のいろんな発展に伴う専門職としての弁護士ということを考えていたと私は理解をしております。現状の弁護士業務を延長するような形での余剰じゃないか云々というのはおかしいのではないかなというふうに考えております。

卑近な例ですけれども、私どもの卒業生の中でも、医療紛争論なんかをとりまして有名な医療法人に就職している卒業生もおりますし、そういう意味での専門職としてのいろんな分野での活躍、あるいは法テラスであるとかひまわりであるとか、ああいうところの就職というのかなり行われております。ですから、そういうことをいろいろ考えた上での就職の促進、さらには、元に戻るといいますか、合格者数の予定どおりの実施といえますか、そういうことも考えていく必要があるのではないかなと思っております。

不合格者、これは入学後もやはり適性の問題がありましてどうしても出てまいります。どこまでが適当なのか、許されるかということはあるかもしれませんが、こういう学生については、いわゆる士業といいたし、隣接法律専門職等への進出を含み得るカリキュラムも少し考えてもいいのではないかなというふうに考えております。公務員になるケース、それからそういう士業の資格を取る人、あるいはまた、試験に落ちたけれども、弁護士事務所に勤めている人とか、いろんな形で法科大学院での教育を生かした形で就職している方もかなりおられますので、そういうところももう少し、大学の責任でもありますけれども、社会的なサポートというの何か考えていいんじゃないかなというふうに考えております。

就職の話が入学定員に絡んでいますので、私の考えを簡単に申し上げます。トータルで15%の定員削減が実施されましたけれども、とにかく縮小均衡、文科省の方針では今後も必要に応じて定員削減をやっていくという考え方が示されておりますけれども、縮小均衡ということありきでは、本来の市民に身近な法曹サービスを提供するとか、あるいは国際的あるいは知財等の専門職的な法曹サービスを提供するというそもそも法科大学院をつくった趣旨がどこかに飛んじゃうんじゃないかと思えます。入学定員の問題は、そういうところもにらみながら、中・長期的に考えていくべきではないかと考えます。今の医師の不

足も、政府の方針として増やす政策があったんですけども、いつの間にか削減という形で動いてきて今の状態を招いているということも勘案する必要があるんじゃないかなと思っております。

それから、新司法試験合格者の質の低下というところが大きな問題になっておりますが、何をもって質の低下というのかという点は大きな問題であろうかと思っております。

未修学生は、法律を基礎から勉強するということで3年間やり、それから、司法研修所で司法修習を受け（前期研修というのをなくしております）、修習を終わって弁護士になった途端に従来の司法試験を通った人と同じ能力を要求するというのは、これは常識的に考えて無理だと思います。そもそも、未修者コースで3年間で勉強して1年に短縮された司法修習で出てきた弁護士に、従来と同様の能力を要求していたということは考えにくいし、あるいは、3,000人合格ということについても、やはり同じ能力を期待していただろうかというふうに考えます。ですから、未修者が通るような試験を考えるのか、今の未修者の勉強じゃ足りないというふうに考えるのか、そこは道が2つに分かれるわけですけども、現行のそういうシステムを考える限りは、従来の試験と同じレベルを要求した仕組みではないはずだというふうに考えております。

私案でございますけれども、例えば、法曹になってからの知識・能力の向上システムであるとか、あるいは、たくさんいるからいろんな人がいるじゃないかということについては評価システムあたりを構築するのが、必然的な動きではないかと考えます。並べるのがいいのかわかりませんが、判事補とか、なくなりましたけれども公認会計士補という仕組みもありますし、弁護士補なんていうのがいいのかわかりませんが、何かそういう、合格した後でも実務につきながら能力をアップしていく、あるいは自分の専門性を高めていく、そういうことも十分考える必要があるんじゃないかなというふうに考えております。

それから、レジメの（3）に書いてある、原則であるはずの未修者コースの維持が困難な状況になっているということについては、多様な経験・能力を生かすということが法科大学院制度をつくる理由の根幹だったはずですけども、現実には、合格率の低下、就職が困難ということで希望者が激減しております。さらには、未修者コースに入っているも、その過半は、実は、不真正未修者と我々は呼んでいるんですけども、法学部出身者が多いという状況になっております。この遠因は、やはり法学部を温存し既修者コースをつくって、それと競わせるみたいな仕組みというのはそもそも成り立つのかということだ

ろうと思います。

試験内容も、短答式試験とか適性試験というのがネックになっているんじゃないかと思
います。適性試験ですが、ごらんいただくとわかりますけれども、なかなかの難物でござ
いまして、ただし訓練すれば点数が上がると言われておりますので、そういう準備から入
らなきゃならないということは、未修者にとっては非常に負担だろうというふうに考えて
おります。

それから、未修者コースが成立しない法科大学院制度の必要性というのがあるんだらう
かということでございます。端的に申し上げますと、未修者コースがないような大学院は
わざわざつくる必要はないわけです。当初、司法研修所を拡大しろという意見もありまし
たし、あるいは医学部方式のような6年制の進学課程をつくれればいいじゃないかというこ
ともなるんじゃないか、やはり法科大学院というのを維持するからには、未修者という
形を、多様な能力・経験というのを生かすということを柱として考えざるを得ないのでは
ないかなというふうに考えております。未修者が通るような試験にする、あるいは場合に
よっては年限を延ばす、ただ、3年を4年にということになる、ちょっと躊躇する気は
いたしますけれども、そういうことも本当のところでは考えなければならぬんじゃない
かと思えます。

それから、レジメの(4)に、法科大学院教育と新司法試験との連携ということを書い
てございます。目標とする法科大学院教育の達成状況を確認する試験内容に新司法試験は
なっているのか、というのが私の疑問点でございます。先ほど申し上げましたように、未
修者が3年間で到達する内容であるかどうか。もちろん中には到達する人もおると思っ
てはございますけれども、平均的にそういう形へ持っていけるかということは非常に難しいと思いま
す。そうしたら、未修者コースを前提にする限りは、未修者が通るような試験内容とい
うのを考えなきゃならない。私は、試験の科目であるとか内容の見直しというのは必要であ
り、可能性があるんじゃないかと思えます。例えば、新司法試験では、試験科目に行政法
を入れました。司法による行政のコントロールという大義名分があったわけで、それで行
政法が入ってきたんだと思えますけれども。それまでは、ずっと行政法なしで司法試験を
やっていたわけですね。未修者コースをつくっておきながら、なぜ行政法を入れたのか。
行政法というのは勉強が非常に難しゅうございます。学生にも「1年からやるな。まず民
法、刑法をきちっとやってからやれ」と言っているような内容でございまして、非常に取
り扱いが難しい。そういうものが絶対必要なかどうかと思えます。行政訴訟をやる方も

いるでしょうけれども、そういう方は、民訴の基礎の上にそういうことを改めて勉強すればいいわけであって、行政事件訴訟というのはある意味じゃマイナーな部分ですから、そういうものを全員に習わせるという必要があるのかどうかということは考える必要があると思っております。

それから、新司法試験になり、詰め込み方式ではなく、試験問題はかなり改善されたという意見が一般的であります。なお受験対策がかなり有効という側面も残しております。そういう面でもう少し工夫があるんじゃないかと思います。人によっては、1問5時間ぐらいの時間をかけて考えさせるというならば、考える力というのが計れるんじゃないかという意見もございます。

それから、競争試験的な状況の下では、合格に直結しない授業、勉強へのインセンティブ確保が困難ということでございます。これは、なかなか解決しにくい問題ですけれども、どうしても勉強させるというものは、試験科目にする以外ないのではないかと思います。割り切りですけれども。例えば、弁護士会あたりは、法律実務基礎科目のようなものを強化しろと言っていますけれども、試験としての取り扱いをやはり正面から考える必要があるかというふうに思います。

それから、その他の問題ということで、少し関連事項についてレジュメを書いてございます。

その1番目は、やはりどうしても予備試験の導入ということが非常に気になっております。端的に言いますと、新たな矛盾を発生させるものではないかということでございます。合格者が少なければ、超特急といいましょうか、スーパーエリート誕生ではないかというのが大方の意見でございます。例えば、合格者が百人とか何十人とかいう議論になりますと、経済的な理由で法科大学院に行けないような人が働きながら勉強して通るみたいな本来の趣旨からおよそかけ離れたものにならざるを得ないのではないかと思います。一方、合格者が多ければ、わざわざ法科大学院に行く必要はないということになると思われます。理想と現実がまざって非常に自由がきかない法科大学院教育よりも、予備試験は誰でも受けられるという仕組みになっておりますので、予備試験対策をいろいろやればよい。法律実務基礎みたいなことも多少出ますけれども、そういうのもちゃんと予備校だったらこなすだろうということで、そうすると法科大学院というのが一体もつのかなど、この辺は非常に心配をしております。法制度上は、平成23年度から導入するということになっておりますけれども、極めて危惧をするところであります。

あと、(2)と(3)は省略いたしまして、(4)についてご説明したいと思います。中教審の報告でもかなり危機意識を持った指摘がなされておりますけれども、法科大学院の教員養成ということが、手探り状態といいますか、真っ暗の状態といいますか、大変な状態になっているのではないかと思います。従来は、法曹経験者が実務家教員として来る、あるいは博士課程を出た研究者教員が教育に当たるということだったんですけれども、ロースクールができてから、博士課程に進学する有力な学生が激減しているというふうに言われております。一方、ロースクールでは、そういう教員養成というのはできるのかというと、なかなか難しい。どういうコースをたどるのかというところが、また、その前提として、法科大学院の教員像というのはどういうものかというコンセンサスがない状態だと思っております。今までみたいに、博士課程を出て、外国語も学び外国のことは十分知っていて、その上でいろんな研究を発展させるという、そういう研究者タイプなのか、それとも、司法試験にはまず通っておいて、実務経験もありながらある程度の研究的なこともできるということを期待するのか、その辺はかなり各大学とも迷いがあるようでございまして、平成19年の大学教員制度の改革で導入された助教制度というのを、幾つかの法科大学院ではすでに導入し、将来の研究者の養成につなげていくということをやっています。私どものところでも今検討しておりますけれども、いずれにしても手探り状態という状況になっております。これはどうしたらいいかというのは私も知恵はございませんけれども、今後の法科大学院をどういうふうに持っていくかということについての大きな課題ではないかと思います。

(5)の認証評価制度というのは、それにより実現を目指すものが明確でないということで、多少形式的、建前になっている面はあるんじゃないかと思いますし、あるいは、受験と理想的な法曹教育という制度的なぶつかり合いみたいなものが認証評価あたりにも出ている気がいたしております。

以上、私が申し上げたことをかいつまんで申し上げますと、これからの法曹に期待される業務、法曹像というものを原点に立ち返ってもう一回見直し、それにふさわしい形で法科大学院教育をスリム化する、さらに、そのスリム化した内容について司法試験を考える、スリム化した分は法曹になった後でも研修みたいなことで必要に応じた形で鍛えていく、そういうことかなというのが、私の申し上げたいことでございます。以上でございます。

【谷藤座長】 体系的にお話しいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、各委員からご質問を願いたいというふうに思います。

【江川委員】 先ほど、ホームドクター的な弁護士が必要だという前提でこういう制度になっているとおっしゃっていたと思うんですけども、今でもそういうホームドクター的な弁護士が必要だと思いいになるでしょうか。

【松村教授】 私は必要だと思います。学生の入試では、面接を重視しており、何で法曹になりたいのかという点をかなり重視してやっております。熱意とかインセンティブがないとなかなか勉強に耐えられませんので。そのときに、身近な問題や会社での問題が生じたときの経験を基に、身近に相談できるような体制はなかった、あるいは、何らかの形で弁護士さんが助けてくれたというような経験をもとに、ぜひそういうことをやっていきたいということを述べる学生が多くいます。面接用の話かもしれませんが……。

【江川委員】 いや、一般論としてはそうだと思うんですけども、本当に今、みんな生活がぎりぎり、カツカツで、それこそ年収が300万あるかないかというような家庭で、ホームドクター的な弁護士を頼むなんていうことは多分あんまり現実的ではないと思いますし、こういう中で、果たしてそんなホームドクター的な弁護士の需要というものがあると思いいでしょうか。

【松村教授】 私はあると思います。今、弁護士は時間幾らですか、かなり高い金額が提示されていますけれど、もっと身近で安い形の需要が私は十分あるんじゃないかと思っています。

【江川委員】 その需要がもしそれほどでもないのに弁護士が増えていくと、需要をつくるということになりますよね。今でも、例えば学校などでちょっとしたトラブルのときに、親が来ないですぐ弁護士が来るって学校の先生たちは言うんですね。本当は本人達が話せばいいものを、弁護士が来て、ああだの、こうだのやると。もちろん全部そういうところばかりではないと思いますよ。だけど、むしろ弁護士を増やすことが変に需要を増やして、それが社会全体からすると、果たしてみんな幸せなんだろうかって考えてしまうんですけども、先生はその点いかがですか。

【松村教授】 それは社会をどうとらえるかですけども、日本社会というのは顔役的なものがいて、あるいはお上がいて、何か曖昧模糊とした解決を図っていた部分がかかなりある中で、もう少しそういう機能を透明化していく必要というのはあると思いますし、逆に、地域社会というのが崩壊している中で、今までの高価な法曹サービスではなくて、もっと安価な身近な法曹サービスへの需要というのは十分あるんじゃないかと私は理解しています。法テラスとか、ひまわりとか、ああいうところも、具体的な数字はちょっと今持

ち合わせておりませんが、それなりに利用されております。

【江川委員】 わかりました。

【山田委員】 それにつけ加えますと、つまり、お医者さんは保険制度があるので、だれでも安く使えますし、命がかかっていると思えばお金払いますけれども、気軽に安価に相談すると、それをやる弁護士さんのほうは時給1,000円とか2,000円とか、それでも構わないということですね。

【松村教授】 ええ。ですから、医師の保険制度というのはある意味で非常に矛盾があるわけですね。大学教授が手術しても、新米の医者が手術しても、1件幾らだという。要するに、サービスの価値が評価されない仕組みになっておりますね。むしろそうじゃなくて、弁護士も、高額な専門性の高い稼ぎをやる人もいれば、非常に安価な、隣接法律専門職と同じようなサービスを安価に提供する弁護士がいてもいいんじゃないかなと私は思います。

【江川委員】 でも、それは今度また質の悪い弁護士がいっぱいできる可能性もあって、それだったら顔役に任せてやっているほうが、みんな結構幸せだったりもしませんか。

【松村教授】 それは、哲学というか、考え方の違いだとは思いますが。

【三上委員】 法科大学院を例えば私立大学としてやっていく上で、やはり一定の人数とかお客さんが来ないと質の高い教育ができない限界みたいなものがあると思うんですが、つまり、普通の民間的な発想でいくと、高い質の教育をすればたくさん優秀な学生が集まってきて、人が増えればそれだけ経営も楽になるという関係になっていくと思うんですが、そういう面から見たときに、今の新司法制度といいますか、法科大学院制度というのは、大学院の経営の上で、採算のあうような制度になっていると考えておられますか。

【松村教授】 はっきり申し上げて、法科大学院で黒字のところはまずないと思います。ほかの専門職大学院も多分そうだと思いますけれども。法曹関係者を教員の一部に入れておりますし、少人数で、15人とか30人で授業をやるということですから、ものすごくコストがかかります。うちはもちろんペイをしておりません。大規模のところかどうかというのは、私、わかりませんが、常識的に考えるとなかなかペイしがたいものだと思っております。

【三上委員】 ペイしないということは、経営的発想でいくと、じゃあ何でそんな赤字の部門を抱えているのかという観点があって、1つは、大学としてのプライドというのがあられるかもしれませんが、しかしどこかで収支を合わせているわけですから、ほかの学部の学

生にしわ寄せが行っているという見方もできるのではないのでしょうか。

【松村教授】 例え、日大も医学部、付属病院は多額のお金をつぎ込んでおります。じゃあ医学部をなくすかという、それはないだろうと。私どもの大学も、法律学校からスタートした日大だと言っておりまして、法学部あるいはその上に乗るロースクールというのは大学そのものであるという議論をしております。赤字だからどうこうするということはほとんどないと思います。

【三上委員】 ただ、いろんな改善が必要だと認識しておられると思うんですけども、例えば、今、学部での授業もあるわけですね。学部の授業に、つけ加えて、2年ないし3年の授業をやるわけです。で、法学部に入ってきた学生さんというのは、当たり前ですけど、事の軽重は別として法律を勉強しようと思って入った学生さんで、かつ、学部時代というのはそれなりに勉強する時間も十分にあるはずで、そういう人がさらに2年間、つまり合計4年間、授業を受ける。一方で、法学を全くやっていない人は3年間で終わる。逆にみると、法学を全くやっていない人が3年間で終わるのであれば、法律をやるためだけに入ってきた人であれば、別にもっと短くてもいいという考え方も出てくると思うのですが、早く終われば、それだけ経営としても楽になりますし、卒業生の金銭的な負担も軽くて済みますし、あきらめようと思った後の転身も図れると思うんですが、そういう点から考えて、法学部のほかに法科大学院があるということに関してはどのようにお考えでしょう。

【松村教授】 アメリカというのはメディカルスクールとロースクールしかなく、学部は全くないわけで、他学部を出た上でロースクール、メディカルスクールに行くという形ですね。正直申し上げまして、本来は日本も法学部をつぶしてロースクールをつくるべきです。理想論を言えば、韓国のようにするべきだろうと思います。例えば、オーストラリアは、法学部しかなく、それをロースクールと言っていたりします。よく聞くと、法学部の中で、大体5年か6年かけているようですけども、他学部の学生が、他学部もクリアして、法律教育もやって、5年か6年かけて卒業してソリスタになるというコースをとっております。ですから、日本も、理想を言えば法学部をなくして、アメリカの場合は3年だったと思いますけれども、それでやるというのが理想だと思うんですけども。正直言って、私学経営上、法学部というのはなくせないだろうと思いますし、積極的な意味で言えば、いろんな法曹的素養を持った人を会社等に広く供給するという、そういうゼネラリストの養成といいましょうか、役割を持っているわけですね。ただ、いずれにしても、ロ

ースクールをつくるということと法学部があるということについては、かなり矛盾している面はあります。ロースクールは、法学を勉強していない人が来て3年間で卒業するというのが基本で、法学部を出た人は、30単位を認定して1年間カットできるというのが仕組みです。今、委員がおっしゃられたように、確かにおかしいんですけども考え方は逆なんです。4年やって、ロースクールでは1年しか違わないのはおかしいじゃないかというのは、全くそのとおりだと思います。

【山田委員】 私は不合格者問題に関心がある社会学者なんですけれども、日大の法科大学院では、1回出てから不合格になった人へのケアとか、若しくは、三振してしまっ資格を取れなかった方へのケアや把握というのはなさっていますでしょうか。

【松村教授】 組織的にはほとんど行われておりません。個人的には、非常にまずいと思っています。例えば、私、公務員の経験がございますので、公務員になりたいという卒業生がこの前も来ましたし、公務員試験を受けてどうこうとかいろいろ相談には乗っていますけれども、個人的ベースではいろいろやっておりますが、組織的にはやられておりません。

【谷藤座長】 先生、最後に少し認証評価制度についてお伺いしたいんですけども。先生が最初におっしゃいました「受験対策はするな、合格率は上げろ」というような中で、法科大学院を評価していかなければいけないが、一方では、「受験対策はしないで合格率を上げろ」ということになっている。そういうフレームで認証していくということになると、私はかなり大変な作業だと思うんです。つまり、先ほど先生もおっしゃっていましたように、理想と言われるようなことを追求していけば、多様な人材を確保してということを前提とするなら、教育の多様性を保障していくような、基準から認証していくことが必要だろうと思うんです。一方では、司法試験というものを目指していくんだったら、ある一定のスタンダードと言われるようなものを全部各法科大学に備えなさいという評価があると思うんです。先生は、今の認証評価制度について、どういう印象をお持ちですか。

【松村教授】 3機関ございまして、準備状況や内容が違っております。その違いがいろいろ問題化されまして、文科省のほうでいろいろ統一していくんだという形で、今、対応されています。これから第2ラウンドの認証評価が始まりますけれども、新たな基準の中に、改めて「受験対策をするな」ということが明記されています。評価基準の説明会の際に、「過剰な受験対策ということが書いてあるんですけど、過剰というのは何か、明確にしてもらわないと、萎縮して、我々、仕事ができない」というふうに申し上げましたん

ですけれども、「それはやはり状況による。制度の問題としてそうになっているから、我々はそういう形で認証せざるを得ない」、こういう回答でした。ただ、建前はそうですけれども、それに触れない形で、先ほど申し上げた真ん中の手助けすれば何とかなるんじゃないかという学生をうまくサポートするという事はやらざるを得ないと思っています。お答えになっていますでしょうか。

【谷藤座長】 実質的な認証評価制度と言われるようなものになっているかどうか。先ほど少し先生も形式化しているんじゃないかというふうなご指摘がございましたけれど。

【松村教授】 はい。私もその認証評価の一部をやったことがございますが、どういう形でやるかというのは、なかなか難しいんです。例えば、認証評価委員が来られたときに（委員には、法科大学院の先生、弁護士さんもおられますが）、「あなた、そんなこと言うけれども、あなたのところではどうなっているの」というのは、これは言っちゃいけないという暗黙のルールになっております。やるべきことはやるというスタンスで認証評価は行われていると考えます。私どもがやっていた部分について認証評価で指摘されて手直ししたり、認証評価を契機に、教員間の共通的な教育内容、教育の評価の仕組みを導入したりとか、そういう面で役立っている部分はもちろんございます。

【谷藤座長】 当初の目標と言われるようなものに沿うような形の認証評価であるんだろうかということについては……。

【松村教授】 そうですね、制度的な問題点とか矛盾点みたいなものが認証評価に入ってきているという面は否めないと思います。ただ、それだけではない部分はもちろんあります。

【谷藤座長】 ありがとうございます。大幅に時間を超過してしまいました。申しわけございませんでした。また、先生のほうから大変詳しく、問題点等々指摘されたこと、感謝申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

【松村教授】 こちらこそ、どうもありがとうございました。

【谷藤座長】 時間が超過しておりますけれども、予定しておりましたヒアリングは、以上の5名の方で終わりとなります。

最後に、次回の研究会の議題及び開催予定日につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【松本評価監視官】 次回は12月1日（水曜日）10時から12時を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。議題といたしましては、これまでのヒアリングやご検討の結

果を踏まえまして、総務省が政策評価、評価を行うとした場合の在り方、方法についてのご検討と、研究会での検討結果の取りまとめ骨子についてです。事務局で案を作成させていただき、ご審議いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

【谷藤座長】 今の事務局からの説明について、何かご意見はございますか。本日もってヒアリングは終わりにしたいと思えます。どのような政策評価があり得るのかというふうなことについて、12月にかけて検討することになってまいります。そのような方向性でよろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして第6回の研究会を終了したいと思えます。本日はどうもありがとうございました。